水道事業における官民連携に関する手引き

(第IV編のみ抜粋)

平成 26 年 3 月

厚生労働省健康局水道課

水道事業における官民連携に関する手引き

===目 次===

第	T	編	総論
ਸਾ	_	ЛУ Ш	ᄱᅂᇜ

1. 官民連携に関する背景と近年の状況・・・・・・・・・・・1
1.1. 背景1
1.2. 官民連携に関する国の取り組み2
2. 本手引きの構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第Ⅱ編 民間活用を含む連携形態の比較検討
1. 本編のねらいと構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1.1. 本編の目的と位置付け1
1.2. 本編の構成2
1.3. 本編において想定する水道事業者等3
2. 水道事業において想定される連携形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.1. 本編において検討の対象とする連携形態4
2.2. 留意事項
3. 連携形態の選定に係る検討手順 21
3.1. 検討手順のフロー21
3.2. 各 STEP における検討手順23
第Ⅲ編 第三者委託導入の検討
1. 本編のねらいと構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1.1. 本編の目的と位置付け1
1.2. 改訂の経緯
1.3. 本編の構成3
1.4. 第三者委託の概要4

2.	企画	検討編
	2. 1.	第三者委託の事前検討15
	2. 2.	本格検討体制の構築18
	2. 3.	委託実施検討19
	2. 4.	第三者委託導入の意思決定42
3.	契約	手続き編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	3. 1.	契約の手順
	3. 2.	契約手続きにおける重要事項53
4.	業務	実施編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
	4. 1.	業務の準備62
	4. 2.	モニタリングの実施69
	4. 3.	モニタリング結果の評価77
	4. 4.	モニタリング結果の公表81
	4. 5.	業務期間中の業務内容等の変更82
	4. 6.	業務完了時の手続き83
华	TT/編	PFI導入の検討
1.		jのねらいと構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	1. 1.	本編の目的と位置付け1
	1. 2.	改訂の経緯2
	1. 3.	改訂のポイント3
	1. 4.	本編の構成4
	1. 5.	PFI の概要5
2.	PFI	における検討内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
	2. 1.	PFI 導入可能性の簡易判定14
	2. 2.	PFI 導入可能性調査
	2. 3.	PFI 事業の実施
3.	コン	セッション型における検討内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・99
	3 1	コンセッション道入における給討車項 99

	3. 2.	コンセッション型事業の実施における留意事項127
4.	民間	発案の場合の対応・・・・・・・・149
	4. 1.	民間提案への対応149
笋	₹Ⅴ絲	副 資料集
	1. PI	FI の基礎知識· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	1. 1.	PFI とは1
	1. 2.	内閣府ガイドライン5
	1. 3.	PFI のメリット、課題・デメリット12
	2. 用]語解説
		五十音順
		アルファベット順
		⇒考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
	3. 1.	水道事業者等第三者委託実施状況31
	3. 2.	総合評価方式における審査委員会の実施例37
	3. 3.	総合評価方式における入札説明書の実施例 41
	3. 4.	業務委託契約書の実施例
	3. 5.	業務委託仕様書の実施例80
	3. 6.	要求水準書の実施例101
	3. 7.	総合評価方式における落札者決定基準の実施例 107
	4. 信	「報源情報·························119
	4. 1.	PFI ガイドライン119
	4. 2.	PFI 情報源情報 122
	4. 3.	水道における PFI 事業の情報 123
		参考文献等124

第Ⅳ編 PFI導入の検討

	1.1. 本編の目的と位置付け	. 1
	1.2. 改訂の経緯	. 2
	1.3. 改訂のポイント	. 3
	1.4. 本編の構成	. 4
	1.5. PFI の概要	. 5
	1.5.1. PFI 法の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 5
	1.5.2. 従来型の民間委託との違い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 5
	1.5.3. 公共施設等運営権に係る制度 (コンセッション) の創設	. 6
	1.5.4. PFI 法の主な改正の過程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1.5.5. PFI 事業による効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1.5.6. 国等のガイドライン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1.5.7. 水道事業への PFI 導入の前提条件 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2.	PFI における検討内容 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	14
	2.1. PFI 導入可能性の簡易判定	14
	2.1.1. 簡易判定の基本的考え方と判定フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2.1.2. 判定評価指標と判定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2.2. PFI 導入可能性調査	22
	2.2.1. 概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	22
	2.2.2. 前提条件の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	2.2.3. 先進事業・類似事業の調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	2.2.4. 法制度・支援措置等の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2.2.5. 事業スキームの検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2.2.6. 対価支払い方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2.2.7. 事業継続が困難な場合の措置の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2.2.8. リスク分担の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2. 2. 9. 民間事業者の意向調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2. 2. 10. VFMの検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2. 2. 11. 総合的評価 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	2.2.12. スケジュールの検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2.3. PFI 事業の実施	78
	2.3.1. 概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	2.3.2. 実施方針の策定及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81

2. 3. 3.	特定事業の評価・選定、公表
2. 3. 4.	民間事業者の募集、評価、選定 83
2. 3. 5.	事業契約等の締結等・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
2. 3. 6.	事業の実施、モニタリング等 ・・・・・・・・・・・・・・・ 86
2. 3. 7.	事業の終了 98
3. コンセッ	・ション型における検討内容・・・・・・・・・・・・・・・・・99
	マセッション導入における検討事項99
	水道事業の経営主体及び認可 ・・・・・・ 99
	水道料金 · · · · · · · 101
	給水義務等 · · · · · · · 104
	国庫補助 · · · · · · · 106
	更新·新規投資·····109
3. 1. 6.	運営権対価
	V F M · · · · · 116
3. 1. 8.	その他の検討すべき事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
3.2. コン	· ビセッション型事業の実施における留意事項127
3. 2. 1.	検討内容の概要と進め方・・・・・・・・・・・127
3. 2. 2.	実施方針の策定、条例の制定及び公表・・・・・・・・・129
3. 2. 3.	特定事業の評価・選定、公表 ・・・・・・・・・・・ 135
3. 2. 4.	民間事業者の募集、評価、選定 … 136
3. 2. 5.	契約上の事務手続き (実施契約の内容) ・・・・・・・・・ 138
3. 2. 6.	事業の実施、モニタリング・・・・・・ 142
3. 2. 7.	事業実施期間中の留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 144
3. 2. 8.	事業の終了 148
4. 民間発案	その場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 149
4.1. 民間	月提案への対応149

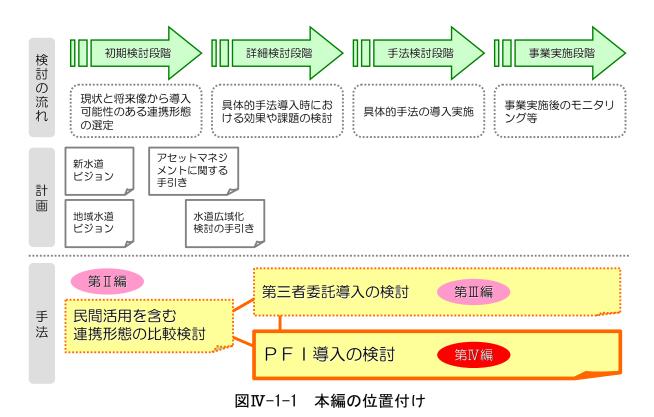
1. 本編のねらいと構成

1.1. 本編の目的と位置付け

本編は、水道事業者等による PFI の普及・啓発を図り、水道事業の運営基盤強化に適正に活用されるよう、PFI の導入を検討する際の手引きとして、『水道事業における PFI 導入検討の手引き(平成 19 年 11 月策定)』を改訂したものである。その位置づけは図IV-1-1 に示すように、PFI の導入を検討する際の詳細検討、手法検討、事業実施の各段階での検討手法等について示している。

ねらいとしては、PFI 事業の実施プロセスのうち、事業の発案段階において、対象となる公共施設等の整備等の事業に PFI を導入するかどうかを検討する際に必要となる「PFI 導入可能性の簡易判定」及び「PFI 導入可能性調査」を行う際の参考資料として活用されることを想定している。

なお、初期検討段階において適切な連携形態の検討を行う際には、「第Ⅱ編 民間 活用を含む連携形態の比較検討」、また、詳細検討以降の段階において第三者委託の 検討を行う際には、「第Ⅲ編 第三者委託導入の検討」を参考にされたい。



IV−1

1.2. 改訂の経緯

厚生労働省は、水道事業における PFI 事業実施のための諸検討の適切かつ円滑な実施に資するため、(財) 水道技術研究センターへの委託事業により、先進事例等を活かした「水道における PFI 事業の導入検討のための手引き」として平成 19 年 11 月にとりまとめた。

その後、平成20年7月に改訂した水道ビジョンでは、新たな運営形態の導入による民間部門の業務評価を公正かつ技術的、客観的に行う取り組みが十分ではないという指摘により、事業運営に係る業務評価についての重点取り組み項目が示された。

これを受けて厚生労働省では、平成 21 年度より「水道事業運営に係る業務評価手法等に関する調査」を行い、また「水道事業運営に係る業務評価手法等に関する調査検討委員会(座長中北徹東洋大学大学院教授)」にて、民間活用の際のモニタリング(業務監視)手法や発注時の性能発注方式の促進等について、3回にわたり検討を頂いた。

本編はこの検討委員会の検討結果に加えて、その後の官民連携に関する各種制度の改正や新水道ビジョンの公表(平成25年3月)等を受けて、情報の更新や他の手引きとの合冊を行い、『水道事業における官民連携に関する手引き』の第IV編として平成25年度にとりまとめたものである。

水道事業運営に係る業務評価手法等に関する調査検討委員会

[委員一覧] (敬称略・五十音順)

	所属	氏名
	太田市上下水道局上下水道総務課参事	大隅 良也
	横浜市水道局給水部給水課課長補佐給水係長	鈴木 雅彦
座長	東洋大学大学院経済学研究科教授	中北徹
	社団法人日本水道工業団体連合会会員 荏原エンジニアリングサービス株式会社 営業本部オペレーション営業統括	與三本 毅
	社団法人日本水道協会水道技術総合研究所主任研究員	渡辺 映一

[事務局]

所属	氏名
日本経済研究所常務取締役・調査本部長	金谷 隆正
日本経済研究所調査局調査第一部副部長	望月 美穂

[オブザーバー]

厚生労働省健康局水道課水道計画指導室

1.3. 改訂のポイント

主な改訂のポイントは以下のとおりである。

- ・ PFI 法改正を受けて、平成 25 年度に内閣府より示された『公共施設等運営権及 び公共施設等運営事業に関するガイドライン』をもとに、水道事業に対して公 共施設等運営権を導入する場合の留意事項などを新たに加筆した。
- ・ 具体的には、内閣府のガイドラインで示されている「事業の発案」段階の概説 に対して、我が国の水道事業における既存の PFI 導入先進事例の知見等を活か して、PFI 導入を検討する際の考え方や留意事項、意思決定を行う際の判断材 料等について、より実務的な解説を加えた。
- ・ また、PFI 法改正により、民間事業者が PFI 手法を用いた特定事業を実施しよ うとする場合に、地方公共団体に対して、当該特定事業に係る実施方針を定め ることを提案できることとなったため、民間事業者から提案を受けた際の、地 方公共団体が取るべき対応等について加筆した。
- ・ 「水道事業運営に係る業務評価手法等に関する調査検討委員会」における検討 結果を基に、PFI 事業実施の際のモニタリング(業務監視)や発注時の性能発 注方式の促進等を加筆した。
- ・ その他、PFI 事業に関する最新の知見を反映し加筆した。

1.4. 本編の構成

本編の構成は以下のとおりである。

2. PFI における検討内容

2.1 PFI 導入可能性の簡易判定

ある事業を実施しようとする時に、PFI 手法の導入について検討することが妥当か、また、粗い検討によっても PFI に拠ることが有効かどうかを簡易的に判定することができるような定性的評価及び定量的評価の方法を提示した。

2.2 PFI 導入可能性調査

我が国の水道事業及び他の分野における PFI 導入先進事例の知見等を参考に しながら、PFI 導入を検討する際の考え方、留意事項、意思決定を行う際の判断 材料等について実務的な解説を行った。

2.3 PFI 事業の実施

実際のPFI事業の実施に際して、実施方針の策定から事業者の選定、事業の終了に至るまでに、必要となる手続き、留意事項等について実務的な解説を行った。

3. コンセッション型における検討内容

3.1 コンセッション導入における検討事項

従来型 PFI が施設整備のための資金確保を主な目的としているのに対して、公共施設等運営権制度(コンセッション)では、水道事業の継続性を確保することが重要になることを踏まえ、事業認可、水道料金、給水義務等、コンセッション方式のポイントについて解説した。

3.2 コンセッション型事業の実施における留意事項

現時点での知見や関連省庁の見解等をもとに、コンセッション型事業の実施に際して必要になると考えられる検討事項を記述した。

4. 民間発案の場合の対応

4.1 民間提案への対応

民間事業者からの PFI 事業実施の提案について、提出される書類や、地方公共団体が取るべき対応について記述した。

1.5. PFI の概要

1.5.1. PFI 法の制定

我が国では、公共施設の整備とサービス提供を民間に開放するために、「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」(以下、「民活法」という。)が昭和61年に施行され、研究開発施設等17部門の「特定施設」の社会資本整備について、官民による協業の枠組みが制度化された。

その後、英国で誕生した PFI(Private Finance Initiative)は、より効率性の高い社会資本整備手法のひとつとして、我が国においても期待される制度と位置付けられるようになった。この制度の導入にあたっては、我が国の諸制度等に適合した仕組みとするため、民活法よりもさらに規制緩和を図るべく検討が行われた。具体的には、民間資金等を活用した公共施設等の整備ならびに公共サービスを「特定事業」として位置付け、民間の技術的ノウハウや経営手法を発揮する機会の拡大を図るとともに、事業契約において官民の責任やリスク分担等を明確に定め、民間事業者の選定に際して透明性を強く求めることとした。このようにして、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、「PFI 法」という。)が平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号として成立し、同年 9 月 24 日に施行された。

PFI 法では、第一条において下記の目的を定めている。国や地方公共団体が厳しい 財政状況にある中で、高度成長期に集中投資した施設を維持・更新するためのひとつ の手法として期待される手法である。

第一条(目的) この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公 共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果 的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を 確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

1.5.2. 従来型の民間委託との違い

公共施設の整備における従来型の民間委託では、「分割委託」、「仕様発注」、「単年度契約」などの形態が多く、事業プロセスの一部の作業のみを民間事業者に委託し、施設の所有権及び事業主体は公共側にある。これに対して PFI は、民間から質の高い公共サービスを調達(購入)するという考えに基づき、「包括委託」、「性能発注」、「複数年度契約」が原則となっている。事業主体は民間事業者にあることが多く、また、民間事業者が施設の所有権を有する場合もある。

公共サービスの調達において、支払い (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) が供給されることを計測するための指標として、VFM (Value For Money) がある。これは公共施設等の整備等に関する事業を民間が行う場合と公共側が行う場

第Ⅳ編 PFI 導入の検討 1 本編のねらいと構成 1.5 PFI の概要

合の価格差を指標化したものであり、高い VFM を得られることが PFI 事業として実施する上での判断基準となる。

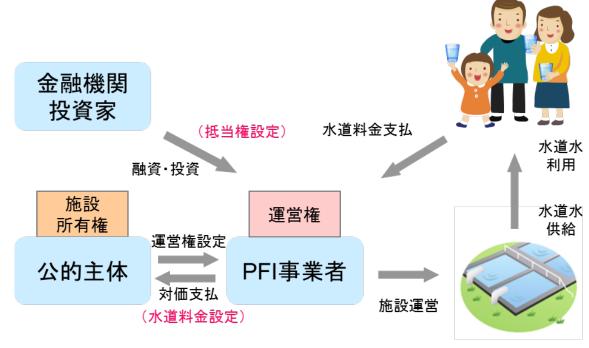
1.5.3. 公共施設等運営権に係る制度(コンセッション)の創設

内閣府によると、平成 22 年末時点で約 375 件の PFI 事業が実施されているが、その内訳を見ると大半はサービス購入型であり、独立採算型は少ない状況にある。独立採算型が普及しない主な課題として、運営面で民間事業者の自由度が必ずしも高くないことや、民間事業者が需要変動リスクを負うといった課題に対応した資金調達環境が整備されていないこと等が挙げられていた。

このような背景のもと、平成 23 年 6 月 1 日に PFI 法改正法が公布され、公共施設等運営権に係る制度(コンセッション)の創設など、PFI 制度が大きく改正されることとなった。この制度は、公的主体が施設の所有権を有したまま運営権を民間事業者に付与するものである。また、民間事業者は必要に応じて金融機関から資金を調達するが、その際、運営権に抵当権を設定することができるため、民間事業者にとって資金調達が容易になるという利点がある(図IV-1-2)。

平成 26 年 1 月現在、水道事業に限らず我が国の全ての事業において導入実績は無いが、海外ではフランスや韓国等で盛んに行われている。例えばフランスではコンセッション方式の対象施設として、有料道路、空港、港湾、鉄道、水道、駐車場等の分野が挙げられており、特に水道事業の場合は新規施設の整備を前提としないアフェルマージュという手法の適用事例が多く見られる。

なお、公共施設等運営権の設定については、個別法により管理者等の設定が行われている場合には、事業の内容により設定が可能か否かの判断を行うこととされており、水道事業については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成25年9月20日閣議決定。以下「PFI基本方針」という。)の「別表」において、水道施設は公共施設等運営権の設定が可能であるが、水道法における許可等を受けることが必要であるとされている。



図Ⅳ-1-2 水道事業における公共施設等運営権制度の概念図

1.5.4. PFI 法の主な改正の過程

PFI 法の主な改正の過程は表IV-1-1 のとおりである。

表IV-1-1 PFI 法の主な改正の過程

改正法成立目	改正法	主な内容等
平成 13 年 12 月 12 日	法律第 151 号	行政財産のPFI事業者への貸付を可能と するなど
平成 17 年 8 月 15 日	法律第 95 号	行政財産の貸付の拡充 (PFI 事業者から 合築建物の民間施設部分を譲渡された第 三者への貸付が可能になるなど)
平成23年6月1日	法律第 57 号	公共施設等運営権の設定が可能となるな ど
平成 25 年 6 月 12 日	法律第 34 号	㈱民間資金等活用事業推進機構の目的等 について規定

第Ⅳ編 PFI 導入の検討 1 本編のねらいと構成 1.5 PFI の概要

1.5.5. PFI 事業による効果

1) 一般的な効果

PFI 事業を行うことにより、一般的に次のような効果が期待される。

(1) 質の高い公共サービスの提供

PFI 事業では、利用者のニーズを把握し、満足度を高めるような民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用することにより、質の高い公共サービスの提供が可能となる。

(2) 事業コストの削減

PFI 事業では、施設の設計から建設、維持管理及び運営の全部又は一部を一体的に 民間事業者に委ねることに伴い、一括発注が行われること、また、その際、仕様発注 方式ではなく性能発注方式を採用することで事業コストの削減が期待される。

また、事業を進めていく上では、需要の変動、物価や金利変動等の経済状況の変化、 事故、計画の変更、天災等、様々な予測できない事態により損失等が発生するおそれ (リスク) がある。PFI 事業では、これらのリスクを最もよく管理できる者がそのリ スクを負担することを契約の中で明らかにし、事業全体のリスク管理を効率的に行う ことによって VFM (Value For Money) の極大化を図り、事業コストの削減を可能 とする。

(3) 官民パートナーシップの形成

民間で可能な分野はできるだけ民間に任せるという考え方のもと、公共サービスの 提供手段の選択肢を拡げ、それぞれに適した民間参加の方式をつくることにより、官 民の適切な役割分担に基づく新たなパートナーシップの形成が期待される。

(4) 民間の事業機会の創出

PFI 事業では、従来、官側が行ってきた事業を民間事業者に委ねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらすこととなり、他の収益事業との組み合わせによって、その可能性はさらに広がるものと期待される。また、金融面から見ると、PFI 事業のための資金調達方法であるプロジェクト・ファイナンス等、新たな手法による金融環境の整備や新たなファイナンスマーケットの創設、公共施設等運営権への抵当権設定による資金調達の可能性の拡大など、新規産業の創出や経済構造改革推進の効果が期待される。

2) 公共施設等運営権の効果

公共施設等運営権の効果については、上記に加えて以下のことが挙げられる。

(1) 公的主体における効果

事業主体から対価を徴収することにより、施設収入の早期回収を実現できる。また、 事業収支及びマーケットリスクの公的主体から民間事業者への移転が考えられる。

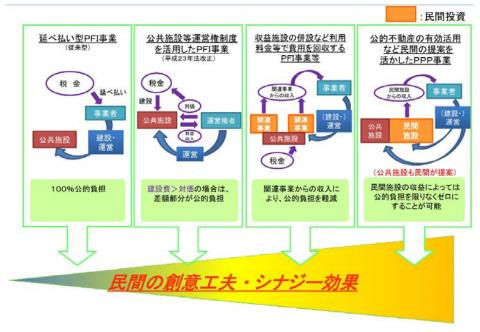
(2) 民間事業者における効果

運営権を独立した財産権とすることで抵当権の設定等が可能となり、資金調達の円滑化が図られるとともに、自由度の高い事業運営が可能となる。

(3) 金融機関等における効果

運営権に対して抵当権の設定が可能になることで金融機関の担保が安定化するとともに、運営権が譲渡可能となり、投資家の投資リスクが低下することが考えられる。

また、「PPP/PFIの抜本的改革に向けたアクションプラン」(平成25年6月6日、民間資金等活用事業推進会議決定)において、PPP/PFI事業は図IV-1-3の4類型による事業を重点的に推進するとされている。本編の改訂にあたっては、「公共施設等運営権制度を活用したPFI事業」への適用に主眼を置いており、これらを公共サービスのあり方に照らして適切に選定することで、より高い効果が得られるものと考えられる。



図IV-1-3 PPP/PFI事業の4分類

1.5.6. 国等のガイドライン

1) PFI に関連するガイドライン

PFI 法に基づく事業の円滑な実施に資するため、内閣府は「民間資金等活用事業推進委員会(PFI 推進委員会)」を設置するとともに(第1回委員会は、平成11年10月8日)、表IV-1-2 に掲げるように『PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン』をはじめとする6つのガイドラインの策定及び改訂を行っている(表IV-1-2)。

これらは基本的に、国が PFI 事業を実施する際の実務上の指針として策定したものであるが、国以外の者が実施する際にも参考となりうるものである。また、各地方公共団体においても、これらのガイドラインを骨格として、独自にガイドラインやマニュアル類を整備・公表している。

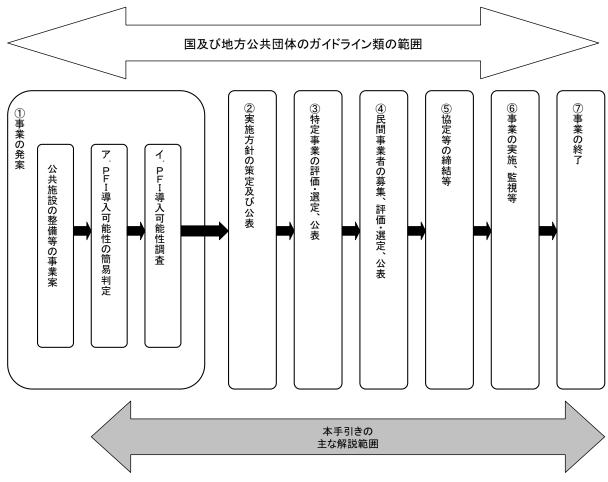
特に『公共施設運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン』は、平成 23 年 6 月の PFI 法改正後に策定されたものであり、公共施設等運営権に関しての留 意事項(実施方針、リスク分担、運営権対価、VFM の評価、更新投資・新規投資等) がとりまとめられている。

表IV-1-2 PFI に関連するガイドライン

ガイドラインの名称	策定・改訂の年月日
PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン	平成 13 年 1 月 22 日 策定 平成 19 年 6 月 29 日 改訂 平成 25 年 6 月 7 日 改訂
PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン	平成 13 年 1 月 22 日 策定 平成 25 年 6 月 7 日 改訂
VFM(Value For Money)に関するガイドライン	平成 13 年 7 月 27 日 策定 平成 19 年 6 月 29 日 改訂 平成 20 年 7 月 15 日 改訂 平成 25 年 6 月 7 日 改訂
契約に関するガイドライン-PFI 事業契約における留意事項について-	平成 15 年 6 月 23 日 策定 平成 25 年 6 月 7 日 改訂
モニタリングに関するガイドライン	平成 15 年 6 月 23 日 策定 平成 25 年 6 月 7 日 改訂
公共施設運営権及び公共施設等運営事業に関する ガイドライン	平成 25 年 6 月 7 日 策定

2) PFI事業の実施プロセス

PFI 法に基づいて事業を進めるにあたっては、国や地方公共団体のガイドライン類に沿って進めることとなる。これらのガイドライン類より、一般的な PFI 事業の実施プロセスを図IV-1-4に示し、各プロセスについて概説する。



図IV-1-4 一般的な PFI 事業の実施プロセス

- ① 「事業の発案」として、まず、公共施設の整備等の事業案のうち、各自治体の方 針や民間の発案等を踏まえ、PFIの対象となりうるものについて、当該事業のPFI 事業化の検討を始める。
 - ア.「PFI 導入可能性の簡易判定」では、当該事業が PFI 事業として適合するかど うかの判定を目的として、定性的及び定量的な評価を行う。
 - イ.「PFI 導入可能性調査」では、PFI の導入可能性について具体的な調査検討を加え、その可能性を総合的に判断するために行う。
- ② 「PFI 導入可能性調査」の結果を踏まえて水道事業体の方針を決定し、「実施方針の策定及び公表」を行い、実施方針に対する民間事業者からの意見の聴取を行う。
- ③ 民間事業者からの意見を踏まえて事業を正式に PFI で行うことを決定する。また、

第Ⅳ編 PFI 導入の検討 1 本編のねらいと構成 1.5 PFI の概要

「特定事業の評価・選定」を行い、その結果を「公表」する。

- ④ 「民間事業者の募集」を行う。PFI 事業を担う複数の民間事業者がグループを組織し(単独企業の場合もある)、応募する。グループ等の提案などを「評価」し、最も優れた提案をしたグループを PFI 事業者として「選定」し、その結果を「公表」する。
- ⑤ 水道事業体は、選定された PFI 事業者と基本協定を締結し、選定された PFI 事業者は、PFI 受託事業会社 (SPC:特別目的会社)を設立する。水道事業体は、SPCとの間で事業契約を締結する。その他、水道事業体と融資金融機関等、融資金融機関等と PFI 事業者など、関係者間において「協定等の締結等」を行う。
- ⑥ SPC は、契約に基づき「事業の実施」を遂行する。水道事業体は、事業の適正な 実施を「監視(モニタリング)」する。
- ⑦ 「事業の終了」時には、財産は契約により移転あるいは処分される。また、SPC は、契約に基づいて解散する。

1.5.7. 水道事業への PFI 導入の前提条件

PFI 事業は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設の建設、維持管理及び運営を行うものであるが、必ずしも全ての事業において PFI の導入を求めるものではない。事業目的に応じて、手段の一つとして PFI を効果的に活用することが望ましく、以下に掲げる前提条件について検討し、これらを踏まえて後段の簡易判定及び導入可能性調査を行うことが望ましい。

① 基本的に施設整備業務を含むこと

従来型のPFI業務については、委託業務の「対象」または「範囲」に「施設整備業務」が含まれることが前提である。この施設整備とは、新設だけでなく既存施設の更新や大規模修繕なども含まれる。

一方、公共施設等運営権においては、必ずしも施設整備業務を含む必要はない。また、業務範囲については水道施設の総体を対象とし、民間事業者の意向や収支見通し等を勘案した上で検討する。

② 民間事業者のノウハウを活用すること

委託業務の中で、例えば施設整備や運転管理において新たな技術を導入する等、「民間事業者のノウハウ」の活用が期待される業務範囲では、PFIの導入を検討することが望ましい。

③ 長期間にわたって実施すること

維持管理・運営業務の民間委託において、契約期間が単年度~5年程度ではなく、10年以上にわたる長期間を予定している場合や、10年間にわたって段階的に施設整備を行う等の場合はPFIの導入を検討することが望ましい。

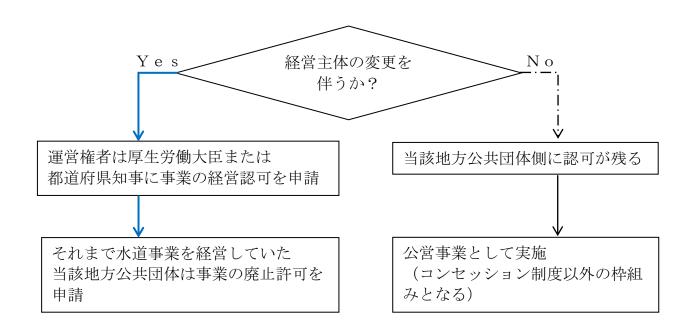
3. コンセッション型における検討内容

3.1. コンセッション導入における検討事項

ここでは、水道事業にコンセッション制度を導入する際のポイントとなる事項についてとりまとめる。

3.1.1. 水道事業の経営主体及び認可

- 1. コンセッション制度により水道事業運営を行う場合、経営主体は当該地方公共 団体以外の運営権者(以下「運営権者」という。)となるため、事業を引き継ぐ 運営権者が水道法に基づく水道事業の経営認可の申請手続きを行うとともに当 該地方公共団体は事業の廃止許可の手続きを行う。
- 2. ただし、官民の役割分担設定に応じて事情が異なるため、認可主体の扱いは個々に判断を要する。



[解説]

1. について

水道法第6条(事業の認可及び経営主体)の規定により、水道事業を経営しようとする者は厚生労働大臣または都道府県知事の認可を受けなければならないとされている。また、民間資金を活用したコンセッション制度等を導入する際の基本方針が示された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成25年9月20日閣議決定)の中にも、「事業を経営するには、各事業法

に基づく許可等を受けることが必要」との記載があり、ここでいう許可等とは、水道 法上の事業の認可にあたる。このためコンセッション制度を利用して水道事業運営を 行おうとする運営権者は、厚生労働大臣または都道府県知事に対して水道事業の経営 認可の申請を行うことが必要である。

一方、水道法第8条(認可基準)第4号の規定により、当該地方公共団体と運営権者とで給水区域が重複することは認められないため、運営権者が事業の認可を受ける場合には、それまで認可を受けていた当該地方公共団体の水道事業者等は、水道法第11条(事業の休止及び廃止)の規定により廃止の許可を受ける必要がある。

なお、水道事業の継続性を確保するため、当該地方公共団体による事業の廃止許可 日と運営権者による事業の経営認可日の間に事業の空白期間が生じないよう慎重に 各申請手続きを進めることが必要である。

地方公共団体以外の運営権者が認可の申請をする場合、認可を受けた後において、 水道料金等の供給規程に定められた条件を変更しようとする際には、厚生労働大臣ま たは都道府県知事の認可が必要となる。その際の認可は水道法第10条の事業の変更 認可にはあたらないため、水道料金のみを変更しようとする場合などは、料金の算定 根拠やそれに関連する財務状況に関する資料等を申請書類として添付することとな る。

2. について

対象事業の内容や、運営権者と地方公共団体の役割分担について検討した結果、経営の主体を引き続き当該地方公共団体に存置することが適当と判断することも想定される。この場合は、運営権者が認可を受けて水道事業運営を行うコンセッション制度とは枠組みが異なるため、第三者委託など他の官民連携手法の活用を検討することとなる。

認可に伴う諸手続においては様々な検討・調整事項が発生することから、認可権者 である厚生労働省または都道府県との間で十分な事前協議を行う必要がある。

[参考] 水道法とコンセッション制度

水道法第6条(事業の認可及び経営主体)第2項の中で水道事業の経営主体は原則として市町村とすることを規定している。これは、水道事業に求められる公益性や継続性、安定性などを鑑み、公共団体である市町村が経営することが適切という考えに由来するが、一方で、市町村以外の者においても、市町村の同意が得られれば当該区域で、水道事業を経営することは可能であり、現行の水道法の下であっても水道事業へのコンセッション制度の導入は制限されていない。

こうした状況のもと、平成 23 年 6 月の PFI 法改正により、コンセッション制度の 導入が明確に位置づけられたところである。

3.1.2. 水道料金

- 1. 民間事業者が有する技術力やノウハウを活用するというコンセッションの趣旨 を考慮すれば、利用料金(水道料金)、はその上限、幅について留意したうえで、 運営権者が主体的に設定することが望ましく、このことは PFI 法において規定されている。
- 2. 地方公共団体以外の運営権者が水道料金を変更する場合は、供給規程の変更について、厚生労働大臣または都道府県知事の認可を受ける必要がある。
- 3. 公共施設を用いた運営であることや、水道事業の持つ公益性・公衆性を鑑みれば、水道利用者の立場に立った料金水準とする必要がある。このため、地方公共団体が水道料金の変更について、一定の関与をする仕組みを構築することが望ましい。

[解説]

1. について

運営権とは、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共主体が有したまま、当該施設の運営を行う権利を民間事業者に設定するものであり、利用料金(水道料金)については、PFI法第23条(公共施設等の利用料金)の中で運営権者が定めるものとしている。

コンセッションにおいては、利用料金(水道料金)の決定等を含め、運営権者による自由度の高い事業運営を可能とすることによって、民間の創意工夫が生かされ、既存インフラ(水道施設)の価値が高まり、利用促進が図られる等、公共(地方公共団体)、運営権者、利用者(住民等)の三者にとってそれぞれ有益なものとなることが期待されている。

また、PFI 法第 17 条 (公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加)では、利用料金に関する事項を実施方針の中で定めており、以下の点に留意して、適切な利用料金の上限、幅などを規定する必要がある。

- ア 運営権者の自主性と創意工夫が尊重されることが重要であること。
- イ 特定の者に対して不当に差別的取扱いをするものではないこと。
- ウ 社会経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共施設等の利用者の利益を 阻害するおそれがあるものではないこと。

なお、PFI 法第 18 条 (実施方針に関する条例) に示す実施方針で規定した範囲内で水道料金の変更をする場合には、議会の議決は不要である。

2. について

地方公共団体以外の運営権者が水道料金を変更する場合、事業者募集の実施方針において変更幅が明記され、水道設置条例等により同条件が示されている場合においても、水道法第14条(供給規程)に規定されているとおり、「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること」が必要であるため、供給規程の変更については、厚生労働大臣または都道府県知事の認可を受ける必要がある。

3. について

水道料金について、水道法第 14 条 (供給規程) では、「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。」としている。

これは、水の供給、事業経営に必要な費用を適切に水道料金へ反映するという総括原価方式を採用すべきことを明らかにしていると同時に、水道事業が地域的独占経営であることを利用して、不当に高額の料金を徴収することがないように配慮したものである。

また、水道法施行規則第12条では、前述の「能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること」に関する技術的細目を示している。

このように、水道は住民が生活用水として利用しており、その生命にも関わる公共性の極めて高い事業であることから、水道利用者の立場に立った料金水準とする必要がある。このため、特に利用料金(水道料金)の上限、幅については留意する必要があり、適切な上限、幅を設定したうえで、(当該地方公共団体以外の)運営権者の裁量により水道料金を変更できることが基本となる。実際の変更にあたっては利用者への説明責任の観点などから、コンセッションにおいても、地方公共団体が水道料金の変更について、一定の関与をする仕組みを構築することが望ましいと判断される場合には、例えば指定管理者制度の併用により、運営権者が行う水道料金の変更に対し、管理者が「承認」の形で関与するといった方法も考えられる。(指定管理者制度に関する詳細は3.1.8項参照)。

[参考] 供給規程(水道法)

(供給規程)

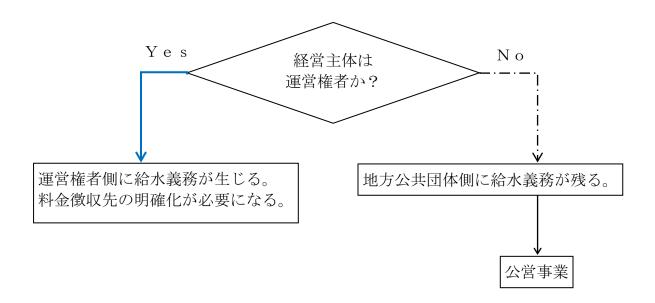
- 第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定め なければならない。
- 2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。
 - 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
 - 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の 算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 五 貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道 から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。)が設置される場合におい ては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確 に定められていること。
- 3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。
- 4 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しよう とするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 7 厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第二項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可 を与えなければならない。

[参考] 水道法施行規則

- 第十二条 法第十四条第三項 に規定する技術的細目のうち、同条第二項第一号 に関するものは、次に掲げる ものとする。
 - 一 料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。
 - 二 料金が、イに掲げる額と口に掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎とし
 - て、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。
 - イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額
 - ロ 支払利息と資産維持費との合算額
 - ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額
 - <u>三</u>料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

3.1.3. 給水義務等

- 1. コンセッション制度の導入により、水道事業の経営主体が事業認可を取得した 運営権者となった場合、水道の給水義務は運営権者が負うことになる。
- 2. 消火用水や地方公共団体が運営した場合に有効無収水となる用途(公衆トイレ 用水など)については、料金徴収や支払いを担当する部局等の関係機関と十分に 調整を行い、コンセッションの導入検討時に作成する実施方針の中で、料金徴収 先等を明確化する必要がある。



[解説]

1. について

事業認可を取得した運営権者は、水道法第 15 条 (給水義務) で規定する給水義務 を負うこととなる。具体的な内容は以下のとおりである。

- 事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、 正当の理由がなければ、拒んではならない。
- 当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。

コンセッション導入時においても同様であり、給水申し込みを受けた時は、おおむ ね以下の理由以外については拒むことはできない。

① 配水管路が未布設の場合

給水区域内であっても、給水申し込みがあった地区の配水管路が未布設である場合には、給水契約を拒否することは正当な理由となりうると考えられる。ただ

し、給水区域内であるため、将来的には当該地区まで配水管路を布設し、給水契約を締結する必要がある。このため、これらの対応について契約書等に記載することが望ましい。

② 給水量・給水圧が不足する場合

多量の給水申込み等により、給水区域全体を賄う給水量が不足する場合や、給水申込みのある地区に給水することで、他地区を含めて給水圧が不足するような場合には、給水契約を拒否することは正当な理由となりうると考えられる。ただし、新規水源の確保や、他系統からの給水など、当該地区に給水するために可能な限りの検討を行ったうえで判断する必要があり、また将来的には当該地区へ給水可能となるように施設整備等を行ったうえで、給水契約を締結する必要がある。このため、これらの対応について契約書等に記載することが望ましい。

2. について

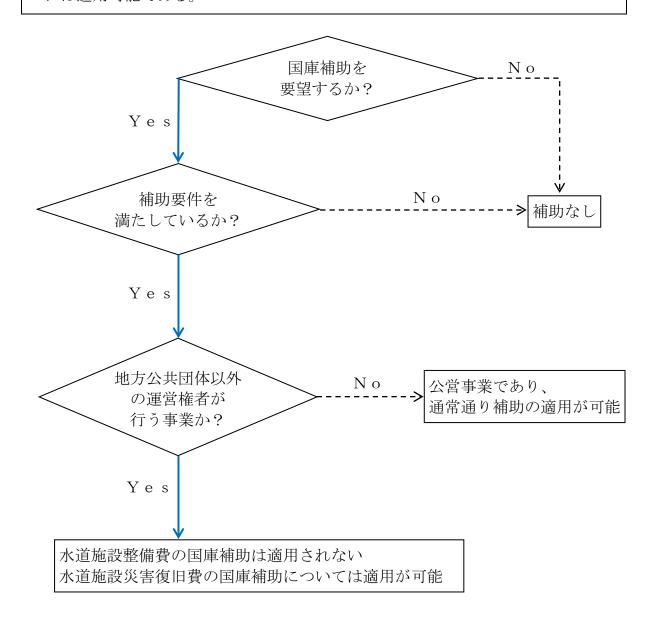
消火用水については、水道施設の技術的基準を定める省令の第7条(配水施設)の 9項において、「消火栓の使用時においては、配水管内が正圧に保たれていること」 となっており、運営権者はこれを遵守する必要がある。

地方公共団体によっては公衆トイレ用水などが有効無収水量として扱われている 場合があるが、公衆トイレ用水などについては、給水メーターの設置等により当該地 方公共団体から料金を徴収して運営を行うことは可能と考えられる。

消防用として使用された水などを含めて、有効無収水量に係る料金の徴収や支払いを担当する部局等については、関係機関と十分に協議を行った上で、実施方針に反映させる必要がある。

3.1.4. 国庫補助

- 1. 簡易水道等施設整備費及び水道水源開発等施設整備費に係る国庫補助金については、その対象を地方公共団体が行う水道事業または水道用水供給事業の用に供する施設としており、地方公共団体以外の運営権者が水道事業または水道用水供給事業を経営する場合は適用されない。
- 2. 一方、水道施設災害復旧費に係る国庫補助金については、その対象を地方公共 団体が管理する施設としており、地方公共団体が施設を所有・管理している場合 には適用可能である。



[解説]

1. について

平常時の水道施設整備に係る国庫補助については、「簡易水道等施設整備費国庫補

助金交付要綱」「水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱」に定められている。 本要綱によれば、補助金の交付対象は地方公共団体が行う水道事業又は水道用水供給 事業の用に供する施設とされていることから、コンセッション方式の導入により事業 の経営主体が地方公共団体以外の運営権者となった場合は、当該事業には本要綱に基 づく補助金は適用されない。

[参考] 簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領(抜粋)

第4 事業の計画基準

簡易水道施設

国庫補助の対象となる簡易水道等は、市町村(一部事務組合を含む。)の経営しようとするものに限り、かつ事業計画が次の各号に掲げる基準に該当するものに限るものとする。ただし、厚生労働大臣が適当と認めた地方生活基盤整備水道事業計画に基づき施行される事業については、当該計画を基準とする。(以下略)

[参考] 水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱 (抜粋)

(交付の対象)

第3 この補助金は、地方公共団体(一部事務組合を含む。以下「補助事業者」という。)が行う水道事業(給水人口が5,001人以上のものに限る。)又は水道用水供給事業の用に供する水道水源開発施設、水道広域化施設、高度浄水施設等又は水道水源自動監視施設等を整備する場合及びライフライン機能強化等事業を行う場合において、当該施設が水道法第5条に規定する施設基準に適合し、かつ、別表第1の第2欄に掲げる採択基準に該当するとき、同表の第4欄に掲げる施設を整備するための事業(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号))第7条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第10条第1項の規定により整備した施設を補助事業者が買収する事業(以下「PFI事業」という。)を含む。)(以下「補助対象事業」という。)に要する費用を交付の対象とする。(以下略)

2. について

災害により被害を受けた水道施設の復旧に係る国庫補助については、「上水道施設 災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」に定められており、本要綱 によれば、補助金の交付対象は地方公共団体が管理する水道事業または水道用水供給 事業のための施設とされている。コンセッション方式の導入により事業の経営主体が 地方公共団体以外の運営権者となった場合であっても、施設所有者である地方公共団 体が契約に基づき水道施設の管理業務を運営権者へ委任していると考えられること から、本要綱上、施設の管理主体は地方公共団体であると解し、当該施設の復旧には 本要綱に基づく補助金が適用可能である。

〔参考〕上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱(抜粋)

(交付の対象)

2. (2) 災害復旧事業の対象となる施設は、水道法(昭和32年6月15日法律第177号)第6条または第26条に基づく厚生労働大臣の事業認可を受けた水道事業または水道用水供給事業経営者のうち、地方公共団体(地方自治法(昭和22年4月17日法律第67条))第284条第1項に規定する一部事務組合を含む。 以下同じ。)が管理する水道事業または水道用水供給事業のための施設であって、かつ、次の施設にかかる建物、建物以外の工作物、土地、土地造成施設及び設備とする。

取水施設(井戸、集水埋きょ、取水ポンプその他取水に必要な施設)

貯水 " (貯水池、その他貯水に必要な施設)

導水 " (導水管、専用道路、その他導水に必要な施設)

浄水 ″ (浄水池、沈殿地、ろ過池、滅菌室、ポンプ室、その他浄水に必要な施設)

送水 " (送水管、送水ポンプ、専用道路、その他送水に必要な施設)

配水 " (配水池、配水管、配水ポンプ、専用道路、その他配水に必要な施設)

ただし、需要者に供給するため地方公共団体が設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具(消火栓、給水栓を含み、以下「給水装置」という。)並びに事務所、門、さく、へい、植樹その他維持管理のための施設は災害復旧事業の対象としない。

3.1.5. 更新 • 新規投資

- 1. コンセッションにより運営権者が行う業務範囲に施設の更新・新規投資・増改築を含める場合には、どこまで運営権の同一性が保たれるかがポイントとなる。水道事業の場合には、水道施設の総体に対して運営権を設定することが前提であることから、施設の更新はもちろん、管路や浄水施設等の増改築等を実施した場合にも、これらの管路や浄水施設等について設定した運営権を及ぼすことが可能である。
- 2. 水質基準や施設基準等を満足するために必要となる新規投資や管路の新規布設 についても、水道施設の総体に含むと考えられることから、運営権の同一性は保 たれると想定できる。
- 3. 施設等の増改築については、その内容や規模等を事前に予見できる場合とできない場合があるが、各々の場合に応じて必要な契約を定めることが必要である。

〔解説〕

1. について

「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」によれば、公 共施設等運営事業(以下「運営事業」という。)は管理者等が所有権を有する公共施 設等について「運営等」(「運営」及び「維持管理」等)を行うものであり、「建設」 及び「改修」は含まれていない。

これは、運営事業を実施する権利である運営権が、公共施設等の所有権から公共施設等を運営し、収益する権利を切り出したみなし物権であり、運営権を設定する時点で存在する「物」について設定するものであるためとされる。

運営事業に含まれない「建設」及び「改修」とは、新たな施設を作り出すこと、い わゆる新設工事及び施設等を全面除却し再整備するものを指すとされる。

一方、「維持管理」は、いわゆる新設又は施設等を全面除却し再整備するものを除く資本的支出又は修繕(いわゆる増築や大規模修繕も含む。)を指すとされる。運営 事業に「改修」が含まれていないのは、所有権がそもそも消滅する施設等の全面除却 を伴う再整備を除外する趣旨である。

建物の増改築の場合、所有権の目的としての同一性は、増改築されたものが従前の建物の構成部分として付加する程度のものか、その程度を超えて別個の建物の建築として見られるべきかによって決せられるとされている。したがって、施設の運営のため必要な一定の範囲において、施設の増改築部分にも既存の運営権を及ぼすことはPFI 法上許容されていると解される。

どの程度の増改築について既存の運営権を及ぼさせるかは、具体的には管理者等が

個別に判断すべき事項と考えられるが、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」では、水道施設の総体に運営権を設定した際、「管路や浄水施設等の増改築を実施した場合には、これらの管路や浄水施設等についても、既存の運営権を及ぼすことが可能であると考えられる」との記述がある。

水道事業においては、水道施設の総体(図IV-3-1参照)に対して運営権を設定することが前提であることから、更新はもちろん管路や浄水施設等の増改築等を実施した場合にも、これらの管路や浄水施設等について設定した運営権を及ぼすことが可能である。

2. について (図Ⅳ-3-1)

新規投資についても、水質基準の改定や水道法第4条(水質基準)に示される清浄な水の供給を達成するために講ずべき措置及び水道法第5条(施設基準)を満足するために必要となる新規投資に対しては、性能発注事項として運営権者に求められる項目を満足させるために当然必要となるものであることから、水道施設の総体として考えることができ、運営権の同一性は保たれると想定できる。

なお、管路の新規布設などについては、当該部分のみを対象とすれば新規布設となるものの、管路施設総体からみれば施設の増設と捉えることができ、管網として面的あるいは線的な一体施設として初めて機能を発揮するという水道施設の特性を鑑みれば、当該部分についても運営権を及ぼすことが可能と解される。施設の除却についても、例えば需要減少や管路整備等に伴う給水区域の整理等によりポンプ場を廃止する場合、ポンプ場単体としてみれば全面除却と捉えることもできるが、運営権の対象となる水道施設総体として考えた場合には一部施設の除却であり、運営権の同一性は保たれると解される。

3. について

施設等の増改築について、実施方針の策定時に予見できる場合には、対象となる施設等の時期・規模等に係る要求水準を実施方針、要求水準書及び実施契約においてあらかじめ定めるものとする。

一方、実施方針の策定時に増改築を予見できない場合には、対象となる施設等の規模、実施主体、所有権、運営権の設定等について、管理者等と運営権者の間の協議方法、意思決定方法を実施方針、要求水準書及び実施契約において定めることとする。また、運営権終了直近において増改築などを実施した施設に対して、残耐用年数分の減価償却費の取扱い等を明確化させる必要がある。

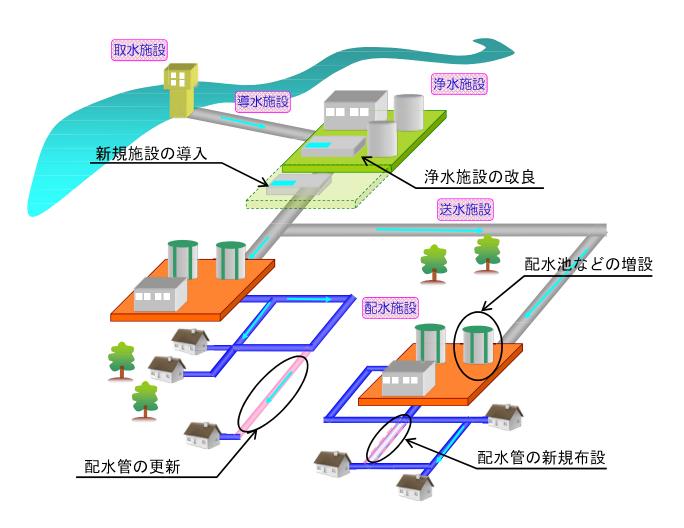
コンセッションは有期の契約であり、運営権対価は一つに定まるものであるが、これら新規投資となる増改築については予測不可能なものもあることから、これらをコンセッションに包含した場合、運営権者に対して過度のコスト負担、リスク分担とな

る可能性があり、実施方針の策定時に合理的な解決策を導くことが困難になる場合も想定できる。

先行検討事例によると、これらの対策として、将来における浄水場の全面更新や高度施設の導入等については、コンセッションから部分的に除外して取扱い、それら単体の施設更新などについては従来型PFIを併用して事業を進めるとしている。いずれにしても、施設更新事業等の契約、設計、施工管理等を行うためには、一定の組織力を地方公共団体が保持しておく必要があることに留意する必要がある。

【水道施設の総体とは】

水道法に基づき水道水を供給するために必要な、 取水から給水に至るまでの全ての施設



図Ⅳ-3-1 運営権の設定範囲とする水道施設の総体のイメージ

[参考] 運営権の設定範囲を水道施設の総体とすることが可能な理由

「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」では、「9 設定(1)設定手続等」において、当該公共施設等の間における①物理的一体性 や②利用上・機能上の一体性 の高さ、③当該施設に関する個別法上の取扱い 等を踏まえ、社会通念上、一つの施設として観念し得る場合、複数の公共施設等に一の運営権を設定可能であるとしている。よって、水道施設の総体が①②③を踏まえ一つの施設として観念し得る理由を、以下に示す。

① 物理的一体性

水道施設の大半は地下に埋設された管路であり、管路により浄水場や配水池などの施設も連結されていることから、水道施設の総体は物理的一体性があるものと考えられる。

② 利用上・機能上の一体性

水道事業は、水源から取水した水を浄水処理することで適正な水質とし、また時にはポンプ場等を経由し適切な水圧で需要者に供給することにより、料金収入を得ている。これらのうち、例えば浄水施設が無ければ適切な水質を確保することが困難となり、また管路やポンプ場が無ければ需要者まで水を送り届けることが困難となることから、水道施設の総体で水道水を供給していると言える。よって、利用上・機能上の観点から、水道施設の総体として一体性を確保する必要があると考えられる。

③ 個別法上の取扱い

前述②に関連する個別法として、水質については水道法第4条(水質基準)に、水圧などを保持するための施設基準については水道法第5条(施設基準)に示されている。例えば水質基準については、浄水処理直後だけでなく、需要者への給水時においてもその基準を満たしておく必要があることから、管路等においても浄水処理後の水道水が劣化等することがないように、水道施設の総体で管理する必要がある。

よって、個別法上の取扱いの観点から、水道施設の総体として一体性を確保する必要があると考えられる。

これらの観点については、個別施設の新設前後においても満たしている必要がある。

- ①については、新設した施設も既存の施設に接続することとなるため、水道施設の総体は個別施設の新設前後においても物理的一体性があるものと考えられる。
- ②③については、例えば原水の水質が悪化したため、法律で定められる水質基準を順守するために浄水処理施設を新設する場合においても、新設した浄水処理施設のみでなく管路等を含めた水道施設の総体で管理する必要がある。よって、個別施設の新設前後においても、利用上・機能上の観点及び個別法上の取扱いの観点から、水道施設の総体として一体性を確保する必要があると考えられる。

以上より、水道施設の総体は①②③を踏まえ一つの施設として観念し得るため、運営権の設定範囲を水道施設の総体とすることは可能であると考えられる。

3.1.6. 運営権対価

- 1. 水道事業は住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供する事業であることから、公平性・透明性を確保した上で、運営権者が安定的に事業運営を行える適切な運営権対価を設定する必要がある。
- 2. 運営権対価の算出、予定価格の設定に際しては、将来の事業環境や資産の状態について十分考慮する必要がある。
- 3. 運営権導入により当該地方公共団体から運営権者に移転するリスクについても可能な限り定量的に算出するとともに、運営権対価に反映することが望ましい。
- 4. 運営権対価の支払い方法については、現在の企業債残高などに配慮して設定する必要がある。

[解説]

1. について

運営権は、利用料金の徴収を行う公共施設等について、当該施設の運営を行う権利 を運営権者に設定するものである。運営権対価とは、この運営権を運営権者が取得す るにあたって支払う金額である。

運営権対価の算出方法は、運営権者が将来得られるであろうと見込む事業収入から 事業の実施に要する支出を控除したものを現在価値に割り戻したもの(利益)が基本 となる。(VFM の項に算出方法の検討事例を示す)

また、運営権対価の予定価格を算出するに当たっては、民間事業者等から十分意見 聴取等を行い、公平性・透明性・競争性の確保に留意しつつ価格を決定することが望 ましい。

2. について

水道事業の場合、運営権者と管理者等のリスク分担、水道料金の変更等の業務の自由度や収入及び支出に関連する事項が運営権対価の形成に影響を及ぼすと考えられることから、運営権対価の検討にあたっては、以下の内容を精査する必要があると考えられる。

- ① これまでの収入及び支出の実績明細に係るデータ (例)
 - 給水人口
 - 水道料金規定
 - 施設・設備の資産内容
 - 人件費等の運転

- 維持管理費用
- ・ 過去の修繕・増設実績
- 業務委託先 等
- ② 後の収入及び支出に影響を与えうる事項(例)
 - ・ 水需要の予測
 - ・ 施設・設備の維持・アセットマネジメントを実施した更新計画
 - ・ 総体として考える水道事業全体の概要と今後の見込み
 - 近隣地域における水道事業の情報 等

特に水道事業においては、これまで事業のデューデリジェンス **を実施していないものが大半であると想定される。

しかし運営権設定期間における運営権者の現実性のある事業収支を作成するためには、水道事業のデューデリジェンスを考慮したアセットマネジメントを実施することが必要である。なお、十分なアセットマネジメントが実施されない場合には、地方公共団体が想定する運営権者の事業収支や運営権対価等の根拠が明確でなくなるほか、運営権者が当該水道事業の将来予測を十分に行うことができないため、地方公共団体が運営権者を公募しても応募がない可能性、またリスクを見込んだ低い運営権対価しか提示されない可能性があることに留意する必要がある。

3. について

事業に係るリスクについては、事業規模、事業内容、事業期間を踏まえて可能な限り定量的に把握・分析することが重要であり、例えば、水需要や運営コスト等の変動リスク等について整理等を行うことが考えられる。このうち、運営権導入によって当該地方公共団体から運営権者に移転するリスクについても可能な限り定量的に算出して、運営権対価に反映することが望ましい。

その際には、(公社) 日本水道協会で扱っている水道賠償責任保険の保険料などを 参考にすることも考えられる。

運営権導入時に考慮すべきリスクとしては、以下の項目が考えられる。

またこれらのリスクについて、当該地方公共団体と運営権者のどちらがどこまでの リスクを負うかについては、実施方針等に明記する必要がある。

^{*}運営権者が投資を行う際等に、投資対象の実体やリスクを適正に把握するために事前に行う多面的な調査のこと。 投資の可否や金額を決定する際の判断材料とするもので、企業買収や事業譲渡などで実施されている。

表Ⅳ-3-1 運営権導入時に考慮すべきリスク

リスクの種類	解説
需要変動リスク	・ 当初想定よりも水需要が著しく減少した場合のリスク。
	・ 運営権者による負担が原則。
物価変動リスク	・ 維持管理・運営業務実施に係る薬品代・人件費・資材費等の物価変動に係る
	リスク。
	・運営権者による負担が原則。
水道料金の改定リスク	・ 必要な水道料金の改定(値上げ)が地方公共団体の反対等により認められな
	い場合のリスク。 ・ 議会の要望等により、水道料金の値下げを求められた場合の対応も検討が必
	・ 議会の安全寺により、小道科金の値下りを求められた場合の対応も検討が必要。
不可抗力リスク	・ 自然災害により施設が毀損した場合や水供給が困難となった場合のリスク。
1 102/0/2	・ 一定範囲内は運営権者による負担も可能だが、一定範囲超の場合は市負担と
	すべきであると考えられる。
法令変更リスク	・ 法令変更や水質規制の強化等によって、運営権者の費用が増加するリスク。
	場合によっては運営権者による水道事業等の実施が困難となることも考えら
	れる。
	・ 運営権者による負担が原則。
税制変更リスク	・運営権者が負担する税金の税率変更や新税導入による費用増加リスク。
/\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	 ・ 運営権者による負担が原則。
住民・議会リスク	・住民や議会の反対等により運営権者による実施が困難となるリスクや必要な
	議決(混合型での予算等)がなされないリスク。 ・ 地方公共団体が負担することが原則。
 瑕疵担保リスク	・ 地方公共団体が所有する既存施設に瑕疵があった場合のリスク。
秋川三杯ノバノ	・地方公共団体が負担することが原則。
施設の現況リスク	・ 事業者選定段階で地方公共団体が提供した資料と現況が異なった場合のリス
ACIDE V	2°
	・ 地方公共団体が負担することが原則だが、提供した資料の精度の確保方法の
	検討が必要。
許認可リスク	・ 運営権者が必要とする許認可を取得できない場合のリスク。
	・ 運営権者による負担が原則。
原水水質の変動リスク	・ 原水水質が著しく低下したことによる運営権者の費用増加リスク。
	・ 運営権者による負担が原則。
金利変動リスク	・運営期間中の金利変動による運営権者の費用増加リスク。
	 運営権者による負担が原則。
要求水準未達リスク	・運営・維持管理業務に関する要求水準未達リスク。
	・ 運営権者が負担することが原則。 ・ 発生土有効利用事業や再生可能エネルギー事業の採算確保が困難となるリス
門市事業リヘク	・ 発生工有効利用事業や再生可能エイルヤー事業の採昇帷保が困難となるリスク。
	・ 運営権者が負担することが原則。
	・ 運営権者が使用する下請事業者の業務履行状況に関するリスク。
	運営権者が負担することが原則。
L	

4. について

運営権対価の支払方法については、PFI 法に特段の制約はないことから、一括払いに限らず分割払いも可能である。既存の企業債の残高や返済方法と運営権対価の金額等に応じて、個別に検討する必要があると考えられる。

分割払いの際は、必要に応じて、利息設定の有無及び利率の設定根拠を明示する必要がある。ただし、分割払いの際の利息収入は運営権対価には含まれない。

3.1.7. V F M

- 1. 水道事業へのコンセッション方式の導入においても、通常の PFI 事業と同様に VFM を検討し、基本的には定量的評価に基づき、「VFM がある」事業について 導入することが望ましい。
- 2. VFM の算出方法としては、当該地方公共団体が自ら事業を実施した場合に事業期間中に得られる利益を現在価値に割り戻したものと、運営権者が支払う運営権対価を比較することが考えられる。

[解説]

1. について

PFI 事業については、PFI 事業として実施することにより、当該地方公共団体が自ら事業を実施する場合と比較して財政負担が軽減されるかどうか、あるいは公共施設等がより有効に活用されているかといった観点から、効率的かつ効果的に実施できることを検証するために定量的評価を行うこととされている。

水道事業は公営企業会計に基づき実施されている事業であることから、コンセッション方式の導入においても、通常の PFI 事業と同様に VFM を検討し、基本的には定量的評価に基づき、「VFM がある」事業について導入することが望ましい。

ただし、各地方公共団体の個別の事情により異なるが、「VFM がない」と判断される事業であっても、例えば技術系職員の減少や水道施設の管理ノウハウの蓄積・継承における課題が解決されるなど、定性的評価面での効果が見込める場合においてはこの限りではない。

2. について

コンセッション方式における評価方法としては、例えば、当該地方公共団体が事業 を実施した場合に事業期間中に得られる利益を現在価値に割り戻したものと、運営権 者が支払う運営権対価を比較することが考えられる。

ただし、定量的に評価できないリスクが一定程度存在することが考えられることから、定量的評価で VFM がない場合であっても、定性的評価により、総合的に PFI 事業としての実施の適否を判断することも考えられる。

VFM の評価の時期については、特定事業選定時及び事業者選定時を原則とする。

なお、前項の運営権対価や、VFM を算出するにあたっては、次のようなステップで検討していくことが考えられる。

- ① 公共直営時の事業収支の算定
- ② 運営権者が水道事業の主体となって実施した場合の事業収支の算定
- ③ 運営権対価の算出
- ④ VFMの算出

■公共直営時の損益計	算書(イメ-	-ジ)		(単位:百万円)			■運営	権者の損益計算	書(イメー)	ン)		(単位:百万円)	
	1年目	2年目	3年目		N年目			_	_	1年目	2年目	3年目		N年目	
	HO年	HO年	HO年		HO年					HO年	HO年	HO年		HO年	
営業収益								営業収益	\$						
給水収益(需要の減少を考	慮)							給水山	収益(需要の減少を考	5慮)					
その他営業収益								その作	也営業収益						
営業費用								営業費用	1						
原水及び浄水費									- 及び浄水費						
人件費					 				人件費						
動力費(物価の上昇	を老歯)				†				動力費(物価の上昇	見を老歯)【早	! 問の創音工=	! トロナス削減	を老歯】		
30万良(17) 區(5) 工 57	E-9 AEC /								助力員(物価の工外	re-Grant N	日 マン 旧り 心 エン	CICO OBJIIA	e - J Max I		
その他	(0)								その他	+					
配水及び給水費	1 1 2	と共直営時(ちい共団体	り争業収文(が運営する	の昇疋 悍 会の車業	加支け 基本語	計画		而고 가 기	及び給水費						
受託工事費	一 だ	シトマネジス	シトの検討	得等に通常	収支は、基本に作成しているも	のを			工事費						
総係費	┿ 想定	≧している。						, , , , , ,	ニデュ 費【モニタリング費用、	アドバノザー	- 弗田かど】				
減価償却費	・たた タギ	たし、十分な シリスクを目	アセットマネスんだ肉支	ヘンメントを行 を質定する	うことが重要7 必要がある。	であり、			賞して 賞却費	1	貝用なこ				
営業収支	(4)	列えば、将来	その水需要源	丈少リスクを	予測した給水」	収益、		営業収支			②運営	歩きがかっ	中帯の十円	トレナシューアン軍点	かした担合の事業値
営業外収益	物位	5の上昇リス	クを見込ん	だ動力費な	ど) 営業キャッシュ	'		呂来収又 営業外収			支の算		単手状の土14	こなりて連盟	営した場合の事業収
	()()	退供給寺の) 設備投資	活動によっ	(侍られる)	呂莱キヤツンユ [CF、金融機関	ノロー から		宮 果 外 型				. –	業収支をべ-	ースとし、民間	間事業者へのヒアリ
営業外費用					Fを合計したCF				****	9 (T A 5) 1					可能な費目・削減
支払利息	┷━ を算	定する。							利息【民間の場合の釒	战仃 筮利】				支を算定す	
その他	・CF		価値化した	ものを公共に	直営時の事業	収支と		その作			·このと	き、各種リ	スクに対する	調整額は、	公共直営時の場合
経常利益	9 %	00						経常利益			と同等の	として見込む	٠,٠		
特別利益								特別利益					費目を考慮		
特別損失								特別損失						アドバイザー	
_								当期利益							事業者に係る税制 考慮して算定する。
_								【法人税			4 (A)	(1)L (L(11) (クラロの別	ገ ጥ ተባ ተ / ⊄ ፡	5個して弁だする。
当年度純利益							l	当期純和	1益						
■ハサ市営味のキャル	¬ ¬ =	= (/ J - 5%	3					- 電台	佐老のナ にいご・-	7 0 = (11 20				
■公共直営時のキャッシ	7ユノロー表	マイメージ 2年目	3年目	I	N年目		ı	■選呂	権者のキャッシュ	1年目	イメージ) 2年目	3年目		N年目	
	HO年	HO年	HO年		HO年					HO年	HO年	HO年		HO年	
一	пО#	пО#	пО#		пО#			営業CF		104	пО#	104		пО#	
営業CF									(de - F.) -2£		②電台	を対価の算 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	ш		
当年度純利益					 				純利益					計値を租在値	面値したものを踏まえ
減価償却費					<u> </u>				賞却費			権対価を第		コルピとシルエル	可能のたりのと語るた
その他								その作	也		1				J
投資 CF								投資CF	10 10 E 00 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11						
建設改良費								_	投資【民間の創意エラ	天による削減:	を考慮】				
財務CF								財務CF							
資金調達	ļ	1			 			資金記		1					
借入金返済等	<u> </u>				\vdash	1		_	金返済等						h
CF合計								CF合計							J
期初現金預金残高								期初現金	竞預金残高						
期末現金預金残高		現在価値化						期末現金	全預金残高		現在価値化				
	A\ #	直営時の事	李小士	(A)V	「Mの管山						VER 244 15 1 15	_			
	公共	但呂吋の手	未収又		FMの算出 単梅対価から	小土古台	時の事業収ま	ちた油じ #	たものなVEM と		運営権対位	1			
・運営権対価から公共直営にし、その値が正であれば、「い					- 007 E V1 IVI C										
				σ,		25.10104	רסינים יייוויו	_, _,	J						
												_			
					運営権対価			公共 直堂	時の事業収支	= (VFM				
					~ H IE// IM					· ·					

図IV-3-2 運営権対価・VFMに関する算出方法の検討事例

3.1.8. その他の検討すべき事項

コンセッション導入に際しては、前述 3.1.1~3.1.7 までの検討事項の他に、以下の事項についても留意する必要がある。

- 1. 指定管理者制度の適用
- 2. モニタリング等の実施組織
- 3. 水利権の取り扱い
- 4. 浄水汚泥の排出主体
- 5. 省エネルギー・環境対策
- 6. 災害時等の危機管理対策と対応体制

なお、1.~4.の項目については関係省庁の見解を反映させて記載しているが、事業実施に当たっては関係機関と十分な協議・調整を行うことが望ましい。

〔解説〕

1. について

指定管理者制度とは、地方自治法上の「公の施設」について、地方公共団体から指定を受けた指定管理者が管理を代行する制度であり、この制度を適用することで、施設の使用許可等の公権力の行使に係る権限を指定管理者に実施させることが可能となる。ここでいう公の施設とは、地方自治法第244条で、普通地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設と定義されており、一般に地方公共団体が有する水道施設はその性質上、公の施設となる。

内閣府のガイドラインでは、運営権に施設の使用許可等の施設の使用許可等の公権 力の行使に係る権限は含まれないとされていることから、コンセッション方式で運営 権者に施設の使用許可等を実施させようとする場合には、通常、指定管理者制度の適 用が必要である。

しかしながら、水道法では、第6条(事業の認可及び経営主体)において、水道事業の経営主体は原則として市町村とされているものの、市町村以外の者(民間事業者を含む)であっても当該市町村の同意を得たうえで厚生労働大臣の認可を得れば、水道事業を経営することができると規定されており、この場合においては市町村と同様に水道法に基づいて水道事業者の権限(公権力の行使を含む)を行使することが可能となる。

したがって、水道事業におけるコンセッション方式において、指定管理者制度を併用する必要はない。ただし、運営権者が行う水道料金の変更に対し、管理者が「承認」の形で関与する必要があると地方公共団体が判断した場合、指定管理者制度の併用を阻むものではない。

なお、コンセッション制度そのものの水道事業における検討事例が少ないことから、 関係機関と十分な協議・調整を行うことが望ましい。

2. について

コンセッション導入後において、管理者等は、運営権者が実施する事業の適正を確保するためにモニタリング等を実施する組織を設けることとなるが、この実施組織の位置付けについて考慮する必要がある。

地方公共団体が水道事業を実施する場合、地方公営企業法の適用を受ける地方公営企業として事業を実施している。コンセッション導入後において地方公共団体が実施する事業へは地方公営企業法が適用されると一般的には考えられるが、個別事例については、運営権事業の内容に応じ個々に判断されるものである。

なお、コンセッション制度そのものの水道事業における検討事例が少ないことから、 関係機関と十分な協議・調整を行うことが望ましい。

3. について

水道事業者が表流水等を水源としており、水利権を有する場合には、その取り扱いについて留意する必要がある。水利権は、河川法第23条(流水の占用の許可)の規定に基づいて事業者が取得する、河川の流水を占用するための権利であり、コンセッションの導入に際しては、この水利権許可申請の主体が、地方公共団体か運営権者かについて考慮する必要がある。

流水の占用は、取水施設を設置・管理することによりなされており、水利権使用許可申請の一部である河川法第24条(土地の占用の許可)は、実際に河川区域に設置されている取水施設に対して占用の許可が与えられるものであることから、水利使用許可は取水施設の所有者である地方公共団体が申請すべきものであると考えられる。

また、河川法第26条(工作物の新築等の許可)、河川法第55条(河川保全区域における行為の制限)の規定における、工作物の新築・改築・除却に伴う許可申請や、取水量の報告など、水利使用許可に伴って生じる義務についても、水利使用の許可を受けた地方公共団体が行うべきものであると考えられる。

ただし、コンセッション制度そのものの水道事業における検討事例が少ないことから、河川管理者と十分な協議・調整を行うことが望ましい。

4. について

水道事業者が浄水汚泥の発生する浄水場等の施設を有する場合には、汚泥の処理等について留意する必要がある。当該浄水汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下、「廃掃法」という。)第2条第4項第1号(定義)において、産業廃棄物と定義されており、コンセッションの導入に際しては、この浄

水汚泥(産業廃棄物)の排出主体が、地方公共団体か運営権者かについて考慮する必要がある。

排水処理施設でのPFI導入事例では、汚泥の排出コントロールを事業体が実施していることから、民間事業者は浄水場汚泥の収集・運搬を実施しているものとして解釈されるため、排出主体は地方公共団体であるとして実施されている。

ただし、浄水場全体をPFI事業で実施する場合には、汚泥の排出コントロールから収集・運搬まで全ての業務を民間事業者で実施することから、排出主体は民間事業者として取り扱われる。

コンセッションで事業を実施した場合でも、PFI導入事例に倣って考えると、事業の経営主体は原則運営権者であり、汚泥の発生から処分までの管理についても運営権者が行うことから、排出主体は運営権者であり、廃掃法に基づいた対応を運営権者が実施する必要がある。

具体的には、運営権者が廃掃法に示す事業者となり、産業廃棄物の収集・運搬及び処分については、運営権者は廃掃法第12条(事業者の処理)に基づき政令で定める基準に従って汚泥処理を実施する必要がある。同様に廃掃法第12条第9項に示すように、多量の産業廃棄物を生ずる運営権者については、産業廃棄物の減量に関する計画書を都道府県知事に提出するなど、現在、公共側が実施している活動に対しても運営権者が実施を行うこととなる。なお、当該浄水汚泥の処理を他人に委託する場合には、運営権者は廃掃法第12条第5項及び第6項に基づき、委託基準に従って処理の委託をする必要がある。

一方、汚泥の脱水機などの廃掃法施行令第7条(産業廃棄物処理施設)に示す施設を設置する場合には、廃掃法第15条(産業廃棄物処理施設)の規定に基づき、設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

このとき設置を行うものは、施設の所有者として解釈できることから、運営権事業に汚泥脱水機など産業廃棄物処理施設の建設を含む場合でも、所有権を有している公共側で設置許可を受ける必要があると考えられる。また、公共側が設置許可を取得した脱水機等を運営権者が使用する場合には、廃掃法第15条の4で準用する第9条の5に定める借り受けの許可が必要と考えられる。

ただし、コンセッション制度そのものの水道事業における検討事例が少ないことから、当該浄水汚泥の処理を行おうとする区域を管轄する各自治体の関係部局との十分な協議・調整を行うことが望ましい。

5. について

水道事業は、浄水設備の稼働や高所へのポンプ揚水のため多大な電力を要することから、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用向上を図るなど、省エネルギー・環境対策に積極的に取り組むことが求められる。

省エネルギー対策の実例として、高効率機器、ポンプのインバータ制御、ピークカット用蓄電池等が考えられ、再生可能エネルギー対策の実例として、小水力発電、太陽光発電等の導入が考えられる。

このような取組については、必ずしも便益として評価できなかったり、短期間ではコストパーフォーマンスが得られなかったりするケースも考えられるが、水道事業者においても地球環境の保全、地域環境の保全に貢献することの重要性を鑑み、運営権者の評価、選定の段階において可能な限り配慮、評価することが望まれる。

6. について

例えば、大規模災害の発生時において、自らが運営している水道施設の一部が被災した場合の応急復旧工事の実施、給水が停止した場合の住民への応急給水、災害時に備えた資機材の確保等、また従来地方公共団体が水道事業を実施していた際に行っていた協定等に基づく近隣の水道事業体への応援等について、予め契約書等で明らかにしておく必要がある。

また、取水施設の上流の水源において水質汚染事故が発生し、有害物質が流入した場合において、流域の関係水道事業者と連携し、情報の収集、交換及び共有の体制を整えるとともに、緊急的な水質検査の実施、浄水処理方法の変更や取水、給水の停止等について検討しなければならないが、このような水質汚染事故時の対応等について、も、予め契約書等で明らかにしておく必要がある。

[参考] 公の施設(地方自治法 第十章)

(公の施設)

- 第二百四十四条 <u>普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。</u>
- 2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

- 第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを 廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の 二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の 定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二 百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の 施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

- 第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。
- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

- 第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、 都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をす ることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。
- 2 第百三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、 当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求(第 一項に規定する審査請求を除く。)があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求(第一項に規定する審査請求を除く。)に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

[参考] 河川法

(流水の占用の許可)

第二十三条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を 受けなければならない。

(土地の占用の許可)

第二十四条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(工作物の新築等の許可)

- 第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。
- 2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の 許可を受けることを要しない。
- ー 基礎ぐいその他の高規格堤防の水の浸透に対する機能を減殺するおそれのないものとして政令で定める 工作物の新築又は改築 二 前号の工作物並びに田地水吸之の他の子本性では、
- 二 前号の工作物並びに用排水路その他の通水施設及び池その他の貯水施設で漏水のおそれのあるもの以外 の工作物の地上又は地表から政令で定める深さ以内の地下における新築又は改築
- 三 工作物の地上における除却又は工作物の地表から前号の政令で定める深さ以内の地下における除却で当該工作物が設けられていた土地を直ちに埋め戻すもの
- 3 河川管理者は、高規格堤防特別区域内の土地における工作物の新築、改築又は除却について第一項の許可の申請又は第三十七条の二、第五十八条の十二、第九十五条若しくは第九十九条第二項の規定による協議があった場合において、その申請又は協議に係る工作物の新築、改築又は除却が高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのあるものでない限り、これを許可し、又はその協議を成立させなければならない。
- 4 第一項前段の規定は、樹林帯区域内の土地における工作物の新築、改築及び除却については、適用しない。 ただし、当該工作物の新築又は改築が、隣接する河川管理施設(樹林帯を除く。)を保全するため特に必要 であるとして河川管理者が指定した樹林帯区域(次項及び次条第三項において「特定樹林帯区域」という。) 内の土地においてされるものであるときは、この限りでない。
- 5 河川管理者は、特定樹林帯区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(権利の譲渡)

- 第三十四条 第二十三条から第二十五条までの許可に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡 することができない。
- 2 <u>前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。</u>

(河川保全区域における行為の制限)

- 第五十五条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。
- 一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築又は改築
- 2 第三十三条の規定は、相続人、合併又は分割により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地(以下この項において「許可に係る土地等」という。)を承継する法人に限る。)、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

[参考] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃掃法)

(定義)

- 第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。
- 2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- 3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の 健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- 4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。
- 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その 他政令で定める廃棄物
- 二 輸入された廃棄物(前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物(政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。)並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物(政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。)を除く。)
- 5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の 健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- 6 この法律において「電子情報処理組織」とは、第十三条の二第一項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、第十二条の三第一項に規定する事業者、同条第三項に規定する運搬受託者及び同条第四項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(事業者の処理)

- 第十二条 事業者は、自らその産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。第五項から第七項までを除き、以下この条において同じ。)の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。)に従わなければならない。
- 2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準(以下「産業廃棄物保管基準」という。)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物(環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。)を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管(環境省令で定めるものに限る。)を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項 に規定する保管を行つた事業者は、当該保管をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところ により、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 事業者(中間処理業者(発生から最終処分(埋立処分、海洋投入処分(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。)又は再生をいう。以下同じ。)が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。)を含む。次項及び第七項並びに次条第五項から第七項までにおいて同じ。)は、その産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。)を含む。次項及び第七項において同じ。)の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。
- 6 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従 わなければならない。
- 7 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 8 その事業活動に伴つて生ずる産業廃棄物を処理するために第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければならない。ただし、自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場については、この限りでない。
- 9 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの(次項において「多量排出事業者」という。)は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 10 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

- 11 都道府県知事は、第九項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。
- 12 環境大臣は、第九項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 13 第七条第十五項及び第十六項の規定は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定めるものについて準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「その産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理施設)

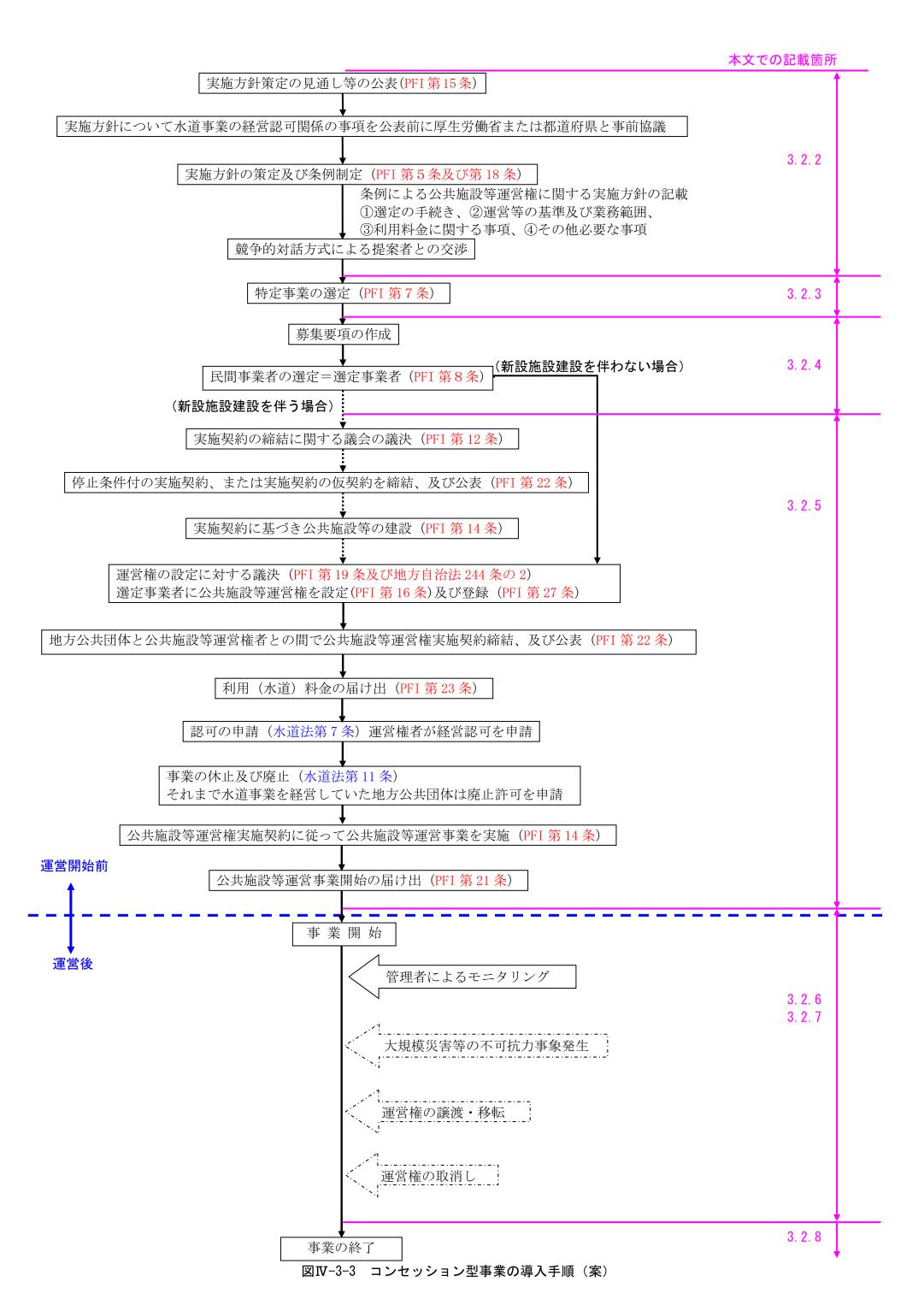
- 第十五条 <u>産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の</u> <u>処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設</u>置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を 提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- 五 産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- 六 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- 七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- 八 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画
- 九 その他環境省令で定める事項
- 3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた第一項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。)について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類(同項ただし書に規定する場合にあつては、第二項の申請書)を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。
- 6 第四項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、 同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全 上の見地からの意見書を提出することができる。

3.2. コンセッション型事業の実施における留意事項

3.2.1. 検討内容の概要と進め方

コンセッション型事業における事業の進め方については、2.3.1 に示す従来型 PFI の場合と大きく異なるものではない。

ただし、事業実施のための各段階において、コンセッション型事業特有の留意事項 について検討する必要があるため、ここではコンセッション型事業の導入手順(案) を示し、この手順に沿う形で、検討が必要な留意事項をとりまとめた。



3.2.2. 実施方針の策定、条例の制定及び公表

- 1. コンセッション方式を採用しようとする場合、PFI 法第 17条(公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加)及び PFI 法第 18条(実施方針に関する条例)の規定により、実施方針に関する条例を制定する必要がある。
- 2. 実施方針は PFI 法第 5 条 (実施方針) 及び PFI 法第 17 条の規定に基づき、個別事業に係る事項を定める必要がある。
- 3. 実施方針を策定する前に、水道事業の認可権者である厚生労働省または都道府 県と、当該実施方針の内容について十分に協議を行うこと。
- 4. 民間のノウハウや創意工夫を積極的に利用するために、競争的対話方式を活用し、実施方針や要求水準書に反映することが有効であると考えられる。

〔解説〕

1. について

コンセッション方式を採用しようとする場合、PFI 法第 17 条 (公共施設等運営権 に関する実施方針における記載事項の追加)及び PFI 法第 18 条 (実施方針に関する 条例)の規定により、実施方針に関する条例を制定する必要がある。

また実施方針に関する条例には、以下の事項について定める必要がある。ただし、 詳細な事項については実施方針にて定めるものとし、条例は実施方針策定時の阻害と ならないように、その大枠を定めるものとなる。

- 1. 民間事業者の選定の手続き
 - (総合評価落札方式、公募型プロポーザル等の競争性のある随意契約等)
- 2. 公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準(関係法令の順守)
- 3. 業務の範囲(3.1.5 で記載のとおり、水道施設の総体とすることが前提)
- 4. 利用料金に関する事項 (3.1.2 参照)
- 5. その他必要な事項

[参考]PFI 法第 17 条(公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加)

- 第十七条 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする 場合には、実施方針に、第五条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 選定事業者に公共施設等運営権を設定する旨
- 二 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容
- 三 公共施設等運営権の存続期間
- 四 第二十条の規定により費用を徴収する場合には、その旨(あらかじめ徴収金額を定める場合にあっては、費用を徴収する旨及びその金額)
- 五 第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- 六 利用料金に関する事項

[参考] PFI 法第 18 条 (実施方針に関する条例)

- 第十八条 公共施設等の管理者等(地方公共団体の長に限る。)は、前条に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。
- 2 前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

2. について

実施方針は PFI 法第 5 条 (実施方針) 及び PFI 法第 17 条の規定に基づき、個別事業に係る事項を定める必要がある。

コンセッション事業における実施方針の目次(案)を以降に示す。

※公共施設等の立地並びに規模及び配置

- ・水道事業の場合、運営権の設定範囲は管路を含む水道施設の総体を前提とするため、施設の立地・配置については、給水区域全体とすることが基本と考えられる。ただし、実施方針を定める際に、運営権の設定範囲を明確に示すためには、施設の立地・配置を給水区域全体と表記するのではなく、丁目番地を表記することが望ましい。この表記については、水道台帳における給水区域の表記方法が参考となる。
- ・また文字表記のみではなく、管路管理図や、認可申請書に添付する「水道施設の位置を明らかにする図面」など、各種図面を添付することが望ましい。

※土地の賃貸借の考え方

- ・運営権には公共施設を利用する権利、権原が含まれるので、公共施設等運営権実施契約の他に、 賃貸借権や使用許可は不要である。
- ・但し、運営権者が第三者に公共施設を貸し付ける場合には権原が必要になる。権限については、貸付を実施するもの(不動産など)が地方自治法第238条の四(行政財産の管理及び処分)に基づく範囲か地方自治法第238条の五(普通財産の管理及び処分)に基づく範囲にあたるかで賃貸借期間に違いが生じる可能性がある。行政財産となるものについては、地方自治法第238条の四の8項に示すように借地借家法の適用は受けないこととなるが、普通財産となるものについては借地借家法の適用を受ける可能性もあり、賃貸借期間に制限などが発生する場合も考えられることから、これらの種別については関係省庁との協議が必要になると考える。
- ・上記と同様に、場内の空き地に太陽光発電設備、コンビニエンスストア、清涼飲料水の自動販売機等、水道事業以外の副収入を得られるような施設等を設置する場合には、これら借地上の権限を含めて確認が必要になると考えられる。

[参考] PFI 法第 5 条 (実施方針)

- 第五条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行おうと するときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)を定めるこ とができる。
- 2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。
- 一 特定事業の選定に関する事項
- 二 民間事業者の募集及び選定に関する事項
- 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- 四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
- 五 事業契約(選定事業(公共施設等運営事業を除く。)を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業 者が締結する契約をいう。以下同じ。)の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- 六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- 七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- 3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 4 前項の規定は、実施方針の変更について準用する。

[参考] 地方自治法第 238 条の四(行政財産の管理及び処分)

- 第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。
- 2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。
- 一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合(当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。)において、その者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けるとき。
- 二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物 を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
- 三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の 建物を区分して所有するためその者(当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当 該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付ける場合
- 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地(以下この号において「庁舎等」という。)についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者(当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該余裕がある部分を貸し付けるとき(前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。)。
- 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
- 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める 施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部(以下この項及び次項において「特定施設」という。)を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
- 5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法 (平成三年法律第九十号) の規定は、これを適用しない。
- 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

[参考] コンセッション事業における実施方針の目次(案)

N. N. N.	第1年	寺定事業の選定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
N.N.N.N.	1	事業内容に関する事項
WWW.	2	特定事業の選定及び公表に関する事項
100000	第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
N. N. N.	1	事業者の選定に係る事項(選定の手続き)
CANA	2	競争参加資格に関する事項
CANANA	3	事業者選定のスケジュール等(認可等の時期)
	第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項・・・・・・
	1	事業契約に関する基本的な考え方
	2	リスク分担の基本的な考え方及び予想されるリスクとその分担
CANA	3	対象業務におけるサービスの水準
N.N.N.N	4	運営権対価(利用料金)
N. N. N. N.	5	実施状況のモニタリング
NNNN	第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
N. N. N.	1	運営権の設定(業務内容、業務範囲)
N. N. N.	2	公共施設の内容(名称、規模)
N. N. N. N	3	土地の使用に関する事項
N. N. N. N.	4	更新投資、新規投資等
1000000000	第5	事業契約(選定事業(公共施設等運営事業を除く。)を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。)の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
N. N. N.	第6	本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
N.N.N.N	1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
N. N. N.	2	その他の事由により事業の継続が困難となった場合
N. N. N. N.	3	融資団と水道局との協議
N. N. N. N.	第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
N. N. N.	1	法制上及び税制上の措置に関する事項
N.N.N.N.	2	財政上及び金融上の支援に関する事項
N.M.M.	3	その他の支援に関する事項
3		

3. について

コンセッション方式により、水道事業の経営主体が地方公共団体から運営権者に移行した場合、契約締結後に運営権者が水道事業の経営認可の申請を行うことになると考えられる。しかし、実施方針に従った契約の締結後に、実施方針の内容の不備等によって民間事業者が行う認可申請において、水道法第8条に基づく認可基準等に合致しない場合には、手続きに時間を要することになる等、事業運営主体のスムーズな移行の妨げとなる。

よって、実施方針を策定する前に、水道事業の認可権者である厚生労働省または都道府県と、当該実施方針の内容について十分に協議を行うことが必要である。

なお、それまで水道事業を運営してきた地方公共団体が、水道法第 11 条 (事業の休止及び廃止)の規定により廃止の許可を申請するための許可権者との協議の中で、 廃止後の給水の継続についても説明が必要となるため、当該実施方針の内容の事前協議については、この廃止の許可申請の事前協議と併行して行われるべきである。

4. について

コンセッション方式はこれまで国内の水道事業において導入された事例がなく、導入を検討する上では、契約に関わる事項を事前に特定し、実施に係る具体的な技術や手段をあらかじめ仕様に明記することが難しい部分も生じるものと想定される。

また要求水準書等の作成のため、多面的な観点から幅広い提案を求めるケースも想定できる。

そこで公平性を保ったうえで、民間事業者のノウハウや創意工夫を積極的に活用するために、競争的対話方式の活用が考えられる。

具体的には、地方公共団体等が民間事業者(応募者)と提案内容の確認・交渉を行い、その結果に基づき要求水準書等を作成(調整)し、対話終了後、提案書の提出要請を行うことである。また必要に応じ、対話参加者を三者程度に絞り込むことが考えられる。

競争的対話方式の活用に当たっての留意点としては、以下の事が挙げられる。

- ・業務量の目安を公表すること。
- 必要に応じて提案の詳細の確認を行うこと。
- ・対話参加者の提案を他の参加者の提案の改善に利用すること等は不適切であること。
- ・公平性・透明性・競争性の確保を行なうため、学識経験者やコンサルタント等 の活用などを実施すること。
- ・対話内容は秘匿を原則とするが、公平性・透明性・競争性確保の観点から必要

があるものについては適切な時期に公表すること。

・契約締結後、原則として対話の内容を公表すること。

このように、民間事業者と対話や交渉を行い、その結果を実施方針の内容や要求水準書に反映することで、VFMを高めることも可能になると考えられる。

※競争的対話方式の実施に係る基本的な考え方

- ・ 行政刷新会議公共サービス改革分科会が平成23年4月に取りまとめた「公共サービス改革プログラム」の中では、民間のノウハウや創意工夫を積極的に活用すべき案件や事業内容が複雑な案件等の調達において、発注者と競争参加者との間で仕様等について対話や交渉を行うといった契約手法に関する検討の必要性が提言されている。
- ・ 本プログラムを受けて、内閣府公共サービス改革担当事務局では、平成 24 年 3 月に、対話等 を活用した契約手続を実施する上での目安を示す「競争的対話方式の実施に係る基本的考え 方(案)」を示している。

3.2.3. 特定事業の評価・選定、公表

1. 特定事業の評価は、VFM の有無により評価を行うのが原則であり、VFM が見込めると判断される場合は、当該事業を特定事業として選定し公表する。

〔解説〕

1. について

特定事業の評価・選定、公表については、従来型の PFI 事業と同様の手順であり、 2.3.3 に示すとおりである。

なお、コンセッション方式における VFM 算出の留意点等については、3.1.7 に示すとおりである。

3.2.4. 民間事業者の募集、評価、選定

- 1. コンセッション方式による民間事業者の募集、評価、選定に際しては、従来型の PFI 事業における評価等項目に加えて、財務状況やサービス水準を評価対象とした項目を追加する必要がある。
- 2. コンセッション方式は既設事業で実施されることを基本としており、応募者の 提案の質の向上による効率的な実施、運営事業の安定的実施には、応募者による 情報の精査が不可欠であると考えられる。
- 3. 事業者の選定については、競争性のある随意契約を用いることができる。

[解説]

1. について

民間事業者の募集、評価、選定については、従来型の PFI 事業と同様の手順であり、 2.3.4 に示すとおりである。

ただし、評価等項目については、従来型 PFI が施設整備を主な目的としているのに対して、コンセッション方式では水道事業の継続性を確保することが重要になることを踏まえ、2.3.4 に示した従来型の PFI 事業における評価等項目に加えて、財務状況やサービス水準を対象とした評価等項目を追加する必要があると考えられる。

2. について

コンセッション方式は既設事業で実施されることを基本としており、応募者の提案の質の向上による効率的な実施、運営事業の安定的実施には、事業者選定期間中に、応募者が収益の見込額や、事業運営コスト、事業運営上のリスクを把握することを目的として実施される情報の精査(デューデリジェンス)が不可欠であると考えられる。そのため、応募者には詳細な情報を開示する必要があり、各種図面や台帳等の開示が想定されるが、水道事業においては、地方公共団体が自身で行ったアセットマネジメントの情報開示が重要となる。

アセットマネジメントによって、既存施設をこれまで管理をしてきた地方公共団体による更新・補修の頻度や周期、それに対応した収支の見通しを示すことで、応募者は自らの特徴を生かした、より質の高い提案を行うことができるものと考えられる。

また、これらの開示情報が不十分である場合、応募者は必要なコストや懸念すべき リスクを把握することが困難となり、想定できないリスクに対応する資金を確保する ために運営権対価から減額した提案・応募を行うこと、あるいは応募そのものを回避 する可能性があることを考慮する必要がある。

3. について

会計法第 29 条の 3 第 4 項に規定する随意契約によることができる場合については、 企画競争、公募型プロポーザル等いわゆる競争性のある随意契約によることが考えら れる。

競争性のある随意契約を採用する必要が認められない場合、総合評価一般競争入札による事業者選定を行う。この場合においては、PFI 法第 10 条の規定に基づく技術提案制度の活用が可能である。

[参考] 会計法第29条の3(公共施設等運営権の設定の時期等)

第29条の3 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第3項及び第4項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

- 2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。
- 3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第1項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが有利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。
- 4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。
- 5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

[参考] PFI 法第 10 条 (技術提案)

第十条 公共施設等の管理者等は、第八条第一項の規定による民間事業者の選定に先立って、その募集に応じようとする者に対し、特定事業に関する技術又は工夫についての提案(以下この条において「技術提案」という。)を求めるよう努めなければならない。

- 2 公共施設等の管理者等は、技術提案がされたときは、これについて適切な審査及び評価を行うものとする。
- 3 技術提案については、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年法律第十八号)第十二条第四項本文、第十三条第一項前段及び第十四条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3.2.5. 契約上の事務手続き(実施契約の内容)

- 1. 事業者選定から運営事業の開始に至るまでに、PFI 法や水道法に基づき、各種の事務手続きを行う必要がある。
- 2. 運営事業を行う前提となる施設の新設を契約に含む場合には、停止条件付の実施契約、または実施契約の仮契約を締結し、施設の建設を行う必要がある。
- 3. 施設の建設後、及び施設の建設を伴わない場合は、あらかじめ議会の議決を得たうえで、選定事業者に対して遅滞なく公共施設等運営権の設定を行うとともに、公共施設等運営権登録簿に登録する。
- 4. 公共施設等運営権の設定及び登録の後、地方公共団体と運営権者は、公共施設等運営権実施契約を締結し、遅滞なく公表しなければならない。また、運営権者は、PFI 法の規定により水道料金についてあらかじめ地方公共団体に届け出なければならない。
- 5. 運営権者は、水道法の規定により厚生労働省または都道府県に水道事業の経営 認可を申請し、それまで水道事業を経営していた地方公共団体は廃止許可を申請 する。認可申請後、運営権者は、事業契約に従って事業を実施するが、事業を開 始した時は、PFI 法の規定により遅滞なく、地方公共団体へ届け出なければなら ない。

〔解説〕

について

運営事業を行う事業者を選定してから、実際の運営事業の開始に至るまでには、PFI 法や水道法に基づき、各種の事務手続きを行う必要がある。

必要な事務手続きについて、順を追って示す。

2. について

運営事業を行う前提となる施設の新設を契約に含む場合には、PFI 法第 19 条(公共施設等運営権の設定の時期等)の規定に基づき、運営権の設定や実施契約は施設の建設後に行うこととなる。

ただし、事業者が施設の建設を行うためには何らかの契約を必要とすることから、PFI 法第 22 条 (公共施設等運営権実施契約)の規定に基づく実施契約を施設の建設部分のみの契約とするため、停止条件付の実施契約、または実施契約の仮契約として締結、公表し、PFI 法第 14 条 (選定事業の実施)の規定に基づき、実施契約の仮契約に従って施設の新設を行う。

なお、上記の契約の際には、PFI 法第 12 条(地方公共団体の議会の議決)の規定

に基づき、議会の議決を得たうえで、契約を締結しなければならない。

[参考] PFI 法第 19 条 (公共施設等運営権の設定の時期等)

第十九条 公共施設等の管理者等は、第十七条の規定により実施方針に同条各号に掲げる事項を定めた場合において、第八条第一項の規定により民間事業者を選定したときは、遅滞なく(当該実施方針に定めた特定事業が公共施設等の建設、製造又は改修に関する事業を含むときは、その建設、製造又は改修の完了後直ちに)、当該実施方針に従い、選定事業者に公共施設等運営権を設定するものとする。

- 2 公共施設等運営権の設定は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。
- 一 公共施設等の名称、立地並びに規模及び配置
- 二 第十七条第二号及び第三号に掲げる事項
- 3 公共施設等の管理者等は、第一項の規定により公共施設等運営権を設定したときは、その旨並びに当該公共 施設等運営権に係る公共施設等の名称及び立地並びに前項第二号に掲げる事項を公表しなければならない。
- 4 公共施設等の管理者等(地方公共団体の長に限る。)は、第一項の規定により公共施設等運営権を設定しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

[参考] PFI 法第 22 条 (公共施設等運営権実施契約)

第二十二条 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始する前に、実施方針に従い、内閣府令で定めるところにより、公共施設等の管理者等と、次に掲げる事項をその内容に含む契約(以下「公共施設等運営権実施契約」という。)を締結しなければならない。

- 一 公共施設等の運営等の方法
- 二 公共施設等運営事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- 三 公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法
- 四 その他内閣府令で定める事項
- 2 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権実施契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、公共施設等運営権実施契約の内容(公共施設等運営権者の商号又は名称、前項第二号に掲げる事項を の他内閣府令で定める事項に限る。)を公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、地方公共団体が、同項に規定する事項以外の公共施設等運営権実施契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

[参考] PFI 法第 12 条 (地方公共団体の議会の議決)

第十二条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

[参考] PFI 法第 14 条 (選定事業の実施)

第十四条 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、事業契約(第十六条の規定により公共施設等運営権が 設定された場合にあっては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等運営権実施契約(第二十二条第一項に規定 する公共施設等運営権実施契約をいう。)。次項において同じ。)に従って実施されるものとする。

2 選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。)である場合には、当該選定事業者の責任が不明確とならないよう特に留意して、事業契約において公共施設等の管理者等との責任分担が明記されなければならない。

について

施設の建設後、及び施設の建設を伴わない場合は、PFI 法第 19条(公共施設等運営権の設定の時期等)の規定に基づき、あらかじめ公共施設等運営権の設定に対する議会の議決を得なければならない。その後、PFI 法第 16条(公共施設等運営権の設定)の規定に基づき、選定事業者に対して遅滞なく公共施設等運営権の設定を行うとともに、PFI 法第 27条(登録)の規定に基づき、内閣府に備える公共施設等運営権

登録簿に登録を行う。具体については、公共施設等運営権登録令及び公共施設等運営 権登録令施行規則に準ずる。

[参考] PFI 法第 16 条 (公共施設等運営権の設定)

第十六条 公共施設等の管理者等は、選定事業者に公共施設等運営権を設定することができる。

[参考] PFI 法第 27 条 (登録)

第二十七条 公共施設等運営権及び公共施設等運営権を目的とする抵当権の設定、移転、変更、消滅及び処分の制限並びに第二十九条第一項の規定による公共施設等運営権の行使の停止及びその停止の解除は、公共施設等運営権登録簿に登録する。

- 2 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。
- 3 第一項の規定による登録に関する処分については行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。
- 4 公共施設等運営権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。
- 5 公共施設等運営権登録簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十八号)第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定 は、適用しない。
- 6 前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。

4. について

公共施設等運営権の設定及び登録の後、PFI 法第 22 条 (公共施設等運営権実施契約) の規定に基づき、地方公共団体と運営権者は、公共施設等運営権実施契約を締結し、遅滞なく公表しなければならない。

当該実施契約には、地方公共団体が定める実施方針に加えて、運営権者が自ら示した提案書の内容を踏まえたものとする。

また、運営権者は、水道料金について実施方針に定める範囲内で、かつ自らが提案書に示した料金を、あらかじめ地方公共団体に届け出なければならない。

[参考] PFI 法第 23 条 (公共施設等の利用料金)

第二十三条 公共施設等運営権者は、利用料金を自らの収入として収受するものとする。

2 利用料金は、実施方針に従い、公共施設等運営権者が定めるものとする。この場合において、公共施設等運営権者は、あらかじめ、当該利用料金を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。

5. **について**

運営権者は、水道法第6条第1項の規定により厚生労働省または都道府県に水道事業の経営認可を申請し、それまで水道事業を経営していた地方公共団体は、水道法第11条第1項の規定により廃止許可を申請する(3.1.1参照)。

運営権者による事業の経営認可申請はこれまで事例がなく、各種調整や詳細な検討が必要となることも想定されることから、十分な協議期間を設定しておく必要がある。 認可申請後、運営権者は、PFI 法第 14 条の規定に基づき、事業契約に従って事業

を実施する。また PFI 法第 21 条 (公共施設等運営事業の開始の義務) の規定に基づき、事業を開始した時は、遅滞なく、地方公共団体へ届け出なければならない。

[参考] PFI 法第 21 条 (公共施設等運営事業の開始の義務)

- 第二十一条 公共施設等運営権者は、公共施設等の管理者等が指定する期間内に、公共施設等運営事業を開始しなければならない。
- 2 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権者から申請があった場合において、正当な理由があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。
- 3 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。

3.2.6. 事業の実施、モニタリング

- 1. コンセッション事業におけるモニタリングは、従来型の PFI 事業におけるモニタリング項目に加えて、財務状況やサービス水準を評価対象とした項目を追加する必要がある。
- 2. コンセッション事業では、モニタリングを行うための知見や知識を地方公共団体内部に蓄積することが困難になると想定されるため、第三者である専門家等を活用することが有効であると考えられる。

[解説]

1. について

PFI 事業は性能発注に基づき運営権者を募集するものであり、モニタリングの必要性については 2.3.6 項に示したとおりである。

コンセッション事業においては、2.3.6 項に示した従来型の PFI 事業における水質管理、施設の施工・維持管理を主眼とした項目に加え、水道事業の持続性の観点から、財務状況やサービス水準を評価対象としたモニタリング項目を追加する必要があると考えられる。追加するモニタリング項目の一例を以下に示す。この他、(公社)日本水道協会作成の「水道施設管理業務評価マニュアル案(平成25年3月)」を参照し、モニタリング項目の選定、評価を行うことも有効であると考えられる。

また、コンセッション事業においても、特に利用者である給水区域の住民との積極的なコミュニケーションを継続することが必要である。将来にわたり、持続的な水道サービスを提供していく上で、事業規模や料金体系の見直しを行うことも考えられ、こうした状況を利用者に説明し、理解を得ていくことが必要不可欠である。

さらに、施設更新の必要性や更新しない場合の将来の問題点、更新に必要な事業費 と資金調達の見通し、更新スケジュール等、地方公共団体が事業を行う場合と同様に 分かりやすく工夫しつつ説明する必要がある。

このような住民とのコミュニケーションに関する日常的な取組に関しても、予め契約書等で明らかにしておくとともに、モニタリングにおいて確認することが必要となる。

表Ⅳ-3-2 コンセッション事業特有のモニタリング項目の一例

モニタリングの目的	モニタリング項目			
健全経営の維持	財務諸表、経営指標			
サービス水準の維持・向上	サービス受益者への満足度調査、苦情の状況の確認、			
	サービス提供状況の実地確認等			

2. について

モニタリングの最終責任は地方公共団体にあり、公共サービスを満たしているかの 測定及びその結果に基づく評価等は、地方公共団体が自ら行う必要があるが、PFI 法 第 28 条(指示等)では、「公共施設等の管理者等は、公共施設等運営事業の適正を期 するため、公共施設等運営権者に対して、その業務若しくは経理の状況に関し報告を 求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。」としており、評 価のためのデータ収集・解析にあたっては、第三者である専門家等を活用することも 考えられる。

コンセッション事業では、事業の主体が運営権者への移行することにより、モニタリングを行うための知見や知識を管理者である地方公共団体内部に蓄積することが困難になると想定されるため、モニタリングデータの収集・解析にあたっては、第三者である専門家等を活用することが有効であると考えられる。

3.2.7. 事業実施期間中の留意事項

- 1. 事業は予め契約書に明記された官民の役割分担に従って行われるが、大規模災害等の不可抗力事象発生時等においては、地方公共団体と運営権者は互いに協力して問題の解決にあたるべきである。
- 2. 運営権者が事業の譲渡・移転を行おうとする場合は、地方公共団体の許可及び議決が必要となる。
- 3. 管理者は、運営権者の契約不履行に対して、一定の期間内に不履行が是正されない場合、契約を解除することができる。ただし、水道サービスを持続的に提供することの重要性等を勘案し、慎重に行うべきである。

[解説]

1. について

事業は予め契約書に明記された官民の役割分担に従って行われることが基本であるが、大規模災害等の不可抗力事象発生時等においては、安全な水の安定供給という水道事業本来の目的を達成するため、管理者と運営権者は互いに協力して問題の解決にあたるべきである。

2. について

運営権者が事業の譲渡・移転を行おうとする場合は、PFI 法第 26 条(処分の制限)の規定に基づき、管理者である地方公共団体の許可及び議決が必要となる。

同条の規定では、管理者である地方公共団体は、譲渡・移転先が①欠格事由に該当せず、かつ、②運営権の移転が実施方針に照らして適切である場合には、許可をすることとしており、移転の許可には裁量性がないと解される。運営権の移転に一定の要件を課す場合は、実施方針において、運営権の移転に関する条件を予め規定する必要があり、水道サービスの受益者等関係者の利益に配慮して要件を課す必要がある。

[参考] PFI 法第 26 条 (処分の制限)

- 第二十六条 公共施設等運営権は、分割し、又は併合することができない。
- 2 公共施設等運営権は、公共施設等の管理者等の許可を受けなければ、移転することができない。
- 3 公共施設等の管理者等は、前項の許可を行おうとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。
- 公共施設等運営権の移転を受ける者が第九条各号のいずれにも該当しないこと。
- 二 公共施設等運営権の移転が実施方針に照らして適切なものであること。
- 4 公共施設等の管理者等(地方公共団体の長に限る。)は、第二項の許可を行おうとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。ただし、条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。
- 5 抵当権の設定が登録されている公共施設等運営権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。
- 6 第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでした公共施設等運営権の移転又は放棄は、その効力を生じない。

3. について

地方公共団体は、運営権者の契約不履行に対して、必要な合議期間を設けて催告し、 当該期間内に不履行が是正されない場合、解除事由を記載した書面で通知することに より、PFI 法第 29 条(公共施設等運営権の取消し等)の規定により、契約を解除す ることができる。ただし、水道サービスを持続的に提供することの重要性等を勘案し、 運営権の取消しとなる原因の除去を求めるなど、契約解除以外に取りうる手段の有無 を検討した上で慎重に行うべきである。

なお、契約を解除する場合には、水道事業の廃止許可が必要となる点にも留意する 必要がある(詳細は3.1.1項参照)。

また、当初の運営権者が運営権の取消しとなった場合においても、水道サービスを 持続させていくために、代替して事業を行うことが可能なバックアップサービサーを 運営権者が手配しておくことについて、実施方針に示しておくことも考えられる。

[参考] PFI 法第 29 条 (公共施設等運営権の取消し等)

- 公共施設等の管理者等は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、公共施設等運営 を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。 公共施設等運営権者が次のいずれかに該当するとき。 権を取り消し、
- 偽りその他不正の方法により公共施設等運営権者となったとき。
- 第九条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- ハ 第二十一条第一項の規定により指定した期間(同条第二項の規定による延長があったときは、延長後の期 間) 内に公共施設等運営事業を開始しなかったとき。
- ニ 公共施設等運営事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになった とき。
- ホ ニに掲げる場合のほか、公共施設等運営権実施契約において定められた事項について重大な違反があった とき。
- へ 正当な理由がなく、前条の指示に従わないとき。
- ト 公共施設等運営事業に関する法令の規定に違反したとき。
- 公共施設等を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- 公共施設等の管理者等は、前項の規定による公共施設等運営権の行使の停止の命令をしようとするとき は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなけれ ばならない。
- 公共施設等の管理者等は、第一項の規定により、抵当権の設定が登録されている公共施設等運営権を取り 消そうとするときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。
- 公共施設等の管理者等が、公共施設等の所有権を有しなくなったときは、公共施設等運営権は消滅する。

表Ⅳ-3-3 運営権の消滅事由と補償

	運営権の消滅事由	補償
公共帰責	運営権放棄(運営権者の同意が必要)	実施契約上のリスク分担
	(PFI 法第 26 条第 5 項及び第 6 項)	
	運営権の取消し	PFI 法第 30 条に基づく
	(PFI 法第 29 条第 1 項第 2 号)	補償
運営権者	運営権放棄(運営権者の同意が必要)	実施契約上のリスク分担
帰責	(PFI 法第 26 条第 5 項及び第 6 項)	
	運営権の取消し	実施契約上のリスク分担
	(PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号)	
不可抗力	公共施設等が完全に滅失した場合、	実施契約上のリスク分担
(天災等)	自動的に消滅	
	(PFI 法第 29 条第 4 項)	
	・運営権の取消し	PFI 法第 30 条に基づく
	(PFI 法第 29 条第 1 項第 2 号)	補償
	運営権放棄(運営権者の同意が必要)	実施契約上のリスク分担
	(PFI 法第 26 条第 5 項及び第 6 項)	

[参考] PFI 法第 30 条 (公共施設等運営権者に対する補償)

- 第三十条 公共施設等の管理者等は、前条第一項(第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の 規定による公共施設等運営権の取消し若しくはその行使の停止又は前条第四項の規定による公共施設等運営 権の消滅(公共施設等の管理者等の責めに帰すべき事由がある場合に限る。)によって損失を受けた公共施 設等運営権者又は公共施設等運営権者であった者(以下この条において単に「公共施設等運営権者」という。) に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 2 前項の規定による損失の補償については、公共施設等の管理者等と公共施設等運営権者とが協議しなければならない。
- 3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、公共施設等の管理者等は、自己の見積もった金額を 公共施設等運営権者に支払わなければならない。
- 4 前項の補償金額に不服がある公共施設等運営権者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもって、その増額を請求することができる。
- 5 前項の訴えにおいては、当該公共施設等の管理者等を被告とする。
- 6 前条第一項の規定により取り消された公共施設等運営権又は同条第四項の規定により消滅した公共施設 等運営権(公共施設等の管理者等の責めに帰すべき事由により消滅した場合に限る。)の上に抵当権がある ときは、当該抵当権に係る抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、公共施設等の管 理者等は、その補償金を供託しなければならない。
- 7 前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。
- 8 公共施設等の管理者等は、第一項の規定による補償の原因となった損失が前条第一項の規定による公共施設等運営権の取消し又はその行使の停止によるものであるときは、当該補償金額の全部又は一部をその理由を生じさせた者に負担させることができる。

- ・運営権の取り消しに伴う損失の補償は、公共用地補償基準における営業補償の基準 に従い行われることになると考えられる。
- ・運営権が取り消された時点において、既に運営権者が支払った運営権対価のうち、 残余の事業期間分に対応する分については、運営権者へ支払う必要がある。

表IV-3-4 公共用地補償基準における営業補償の概要

公共用地の取得に伴う損失補償	栅击
基準要綱による補償の対象	概 要

◇営業廃止補償の場合

独立した資産として取引される慣習のある	いわゆる「のれん」等の営業上の諸利
営業の権利その他の営業に関する無形の資	益。
産については、その正常な取引価格	
機械器具、農具、漁具、商品、仕掛品等の売	運営権者が設置した施設、利用者のた
却損その他資産に関して通常生ずる損失額	めに仕入れたものの残品。
従業員を解雇するため必要となる解雇予告	運営権者の雇っている従業員。
手当相当額、転業が相当であり、かつ、従業	
員を継続して雇用する必要転業に通常必要	
とする期間中の休業手があるものと認めら	
れる場合における当相当額その他労働に関	
して通常生ずる損失額	
転業に通常必要とする期間中の従前の収益	運営権者の転業を前提として、転業ま
相当額	での期間中に営業をしていれば得られ
	たと見込まれる収益。

◇営業休止補償の場合

休業を通常必要とする期間中の営業用資産	運営権者が休業期間中に事務所を維持
に対する公租公課その他の当該期間中にお	するために必要な税、光熱費等の基本
いても発生する固定的な経費及び従業員に	料金。休業手当。
対する休業手当相当額	
休業を通常必要とする期間中の収益の減少	休業期間中に営業を継続していれば得
額	られたと見込まれる収益。
休業することにより、又は営業を行う場所を	休業・移転により一時的に得意先を失
変更することにより、一時的に顧客を喪失す	い、これを回復するまでに発生する収
ることによって通常生ずる損失額(前号に掲	益減。
げるものを除く。)	
営業を行う場所の移転に伴う輸送の際にお	営業場所移転を周知するための広告費
ける商品、仕掛品等の減損、移転広告費その	等。
他移転に伴い通常生ずる損失額	

※ 算出方法については、損失補償基準細則による。

3.2.8. 事業の終了

- 1. コンセッションによる事業を終了しても、水道事業を継続していくためには、 事業終了以降の運営体制について、事業の終了前に検討しておく必要がある。
- 2. 主に事業期間後半に行った投資で事業期間終了後にもその効果が発生する施設等の整備費用の負担について考慮する必要がある。

[解説]

1. について

コンセッションは有期契約であるため、契約期間に従い事業の終了を迎えるものである。ただし、コンセッションによる事業を終了しても、水道事業は継続していく必要があるため、事業終了以降の運営体制について、事業の終了前に検討しておく必要がある。

再度コンセッション契約を行う場合には、当初と同様にコンセッション事業実施の ための実施方針の策定や、特定事業の募集・評価・選定等を行うための組織体制を整備しておく必要がある。

また、地方公共団体が再度事業を行う場合には、経営・維持管理を行う職員の配置など、組織体制を整備しておく必要がある。

なお、再度コンセッション契約を行い運営権者が当初と変更になる場合、または地 方公共団体が再度事業を行う場合には、新たに運営を行う主体が事業の経営認可の申 請を行い、当初の運営権者は事業の廃止許可の手続きを行う必要がある。

2. について

公共施設等運営権制度を活用した場合の会計処理について、「運営権が設定される施設等の減価償却期間が経済的耐用年数となるのに対して、運営権者における運営権の減価償却期間は実施契約に規定される運営事業の事業期間となる。※」ことが指摘されている。このため、更新投資が必須となる水道施設について、契約期間内に更新投資を行なった費用を回収する場合、償却期間の不足から原価償却費が後半へいくほど大きくなり、水道料金の適正な原価を導くことができなくなるおそれがある。

このようなことから、適正な原価を導くためには、主に事業期間後半に行った投資で事業期間終了後にも、その効果が発生する施設等の整備費用の負担について考慮する必要がある。一例として、残存価値分を新たに選定された運営権者が負担する方法や、管理者等が負担する方法が考えられる。

※ 内閣府民間資金等活用事業推進室 (PFI 推進室) : 公共施設等運営権に係る会計処理方法に関する PT 研究報告 (中間とりまとめ)、平成 25 年 9 月 6 日)